

令和3年9月16日判決言渡 同日原本領収裁判所書記官  
令和3年（ネ）第1585号 地位確認等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成29年（ワ）第35106号）  
口頭弁論終結日 令和3年6月8日

## 判 決

東京都渋谷区代々木一丁目1番2号				
控 訴 人	神	社	本	庁
同代表者代表役員	田	中	恆	清
同訴訟代理人弁護士	内		田	智
同	岩	渕	正	樹
同	浅		井	隆
川崎市多摩区登戸3221-8-301				
被 控 訴 人	稲	貴	夫	
東京都八王子市めじろ台2-1-303				
被 控 訴 人	瀬	尾	芳	也
上記兩名訴訟代理人弁護士	塩	谷	崇	之
同	星	野	伸	晃
同	加	藤	純	子

## 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 控訴の趣旨（省略）

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の要旨（省略）

#### 2 前提事実等（省略）

### 【原審（東京地裁）における被告神社本庁の主張（要旨）】

#### （1）原告稲について

##### ア 解雇理由1

原告稲は、平成28年12月頃、本件売買に関し、「檄—己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求め」と題する文書を作成し、これを、同月10日、小串和夫副総長に対し、同月13日頃、櫻井豊彦理事に対し、それぞれ手交し、その結果、本件文書の記載内容を広範囲に伝播させた。

本件文書は、具体的な証拠もないまま、田中総長、打田会長、小野部長、眞田部長及び牛尾課長が組織的な背任行為を行い、隠蔽を行っていると決めつけ、同人らを誹謗中傷し、同人らの社会的評価を低下させる事実を摘示し、名誉を毀損するものである。

また、本件文書は、神社本庁の役員及び職員有志に対し、前記の疑惑の当事者の一掃と人事の一新をすることを呼びかけるものであり、正当に選出された田中総長を排除し、被告の組織秩序を著しく乱す反乱的行為を読者に強く促すものであった。

原告稲は、被告の幹部職員、筆頭部長として、被告の秩序を維持し、業務に支障を来たすことなく問題に対応すべき立場であるにもかかわらず、薄弱な根拠をもって独断で前記結果をもたらす行為を行ったことは不当の極みである。

以上のとおり、原告稲が本件文書を交付した行為は、刑法上の犯罪である名誉毀損に当たるほか、就業規則4条の定める職務上の義務に違反することから、就業規則67条1号、2号、3号及び5号の懲戒事由に該当する。役職員進退規程22条5号にも当たる。また、原告稲は神職としての身分を有するから、神職懲戒規程2条、神職懲戒規程細則3条ハ、ニにも該当する。

## イ 解雇理由 2

原告稲は、平成28年12月26日、原田恒男秘書部長が全部長を招集し、本件文書の作成に関与した者がいないかを質した際や、同じ頃、小間澤肇渉外部長が原告稲に対して同様の質問をした際に、本件文書への関与を否定し、平成29年4月に本件文書の作成を認めるまで、4箇月間にわたり関与を否定し続けた。

真実性を立証できないがために処分を恐れる卑怯なふるまいであり、神職としての態度と行動規範を示した神社本庁憲章11条、12条及び就業規則4条に違反し、就業規則67条1号、2号、3号及び5号の懲戒事由に該当する。また、役職員進退規程22条5号に該当する。

## ウ 解雇理由 3

原告稲は、平成29年3月後半頃、警視庁公安第三課に勤務する阿部英久警部補に対し、以下の文書を交付した。また、原告稲は、自ら認めるとおり、神職関係者である身内の人物に対し、本件文書及び数通の匿名の文書を交付した。

警察官や身内の人物に対し被告内部資料を交付して情報漏洩を行うものであり、その中には、「ディンプル社がヤクザから資金を調達した」「被告がディンプル社に短期貸付を行った」などの被告が反社会的勢力と関連のある会社と密接な関係があるかのごとき虚偽情報が含まれていた。また、打田会長及び被告の総長が十数年にわたって不動産売買を通じて被告の財産を掠め取り、事実を隠蔽し、責任転嫁しているとか、総務部長が隠蔽側にいるなどの虚偽の記載もある。

これらの行為は、被告内部情報を漏洩することで業務に支障を来たすばかりでなく、警視庁公安部関係者や宮内庁関係者に対し、被告及び被告の関係者・団体(打田会長や神道政治連盟などを含む。)の業務等につき根拠の無い疑惑を生じさせて被告の社会的評価を低下させる行為であり、情報規程5条2項に違反し、就業規則67条1号、2号、3号及び5号の懲戒事由に該当する。また、役職員進退規程22条5号、神職懲戒規程細則3条に該当する。

## エ 解雇理由 4

本件調査報告書によって本件売買に関する背任行為が否定されたにもかかわらず、原告稲は、何らの反省も示さず、自宅待機中、田中総長宛てに平成29年8月10日付け及び同月14日付けの質問状を送付した。

自らの行為について反省がないことを示すものであり、被告の職場秩序を乱すものに他ならず、就業規則67条1号、2号、3号及び5号に該当する。また、役職員進退規程22条5号に該当する。

## オ 解雇理由 1～4に係る各行為は、解雇に値すること

解雇理由1～4に係る各行為は、犯罪行為も含み、筆頭部長の地位にある者として許されない反組織的で悪質な非違行為である。原告稲が、平成29年8月10日の常務理事会で弁明の機会を与えられたにもかかわらず、全く反省や謝罪の態度を示さなかったことも悪質である。

疑惑の当事者どもを一掃せよなどと唱え、自説に賛同しない者を排除すべきとの独善的態度を取り、何らの反省もない原告稲は、神職としての資質を欠いており、ともに宗教活動を行うことはできず、原告稲を、職員60名の小規模な信仰共同体である被告の組織にとどめることは、被告の宗教活動を阻害する。

日本社会の秩序を形成する国民信仰である神社神道の宗教活動の中心である被告に対する組織破壊活動は重大であり、これに対する懲戒処分が司法判断で認められないこととなれば、被告の憲法上保障された信教の自由及び宗教的結社の自由が侵害されることとなる。被告の宗教団体としての内部規律は、労働契約の規律においても十分考慮されるべきである。

したがって、本件解雇には、客観的合理的な理由があり、社会通念上相当であるから、有効である。

## (2) 原告瀬尾について

### ア 処分理由1

原告瀬尾は、百合丘職舎売却に関して、財政部長として、売却の必要性、方法、売却先及び売却額等について自ら判断し、各種会議に諮り、その妥当性について説明、報告を繰り返し行い、平成27年10月の評議員会の決議に至ったにもかかわらず、平成28年5月の役員会における松山理事による疑義の発言に端を発し、平成29年3月1日の部長会等において、当時の経緯について、「①ディンプル社の高橋社長が怒っていると牛尾課長から伝えられた」「②ディンプルに売らなければならない理由があった。」「③田中総長からディンプルの高橋さんに任せたらいいというメッセージがあった。」と発言し、百合丘職舎売却に当たり相見積は取らなかったのかという質問に対し、「④(相見積もりは)取っていない。ディンプル怖いから。」などと、ディンプル社からの不当な圧力があったかのような事実と異なる発言をした。

百合丘職舎売却の責任者であった原告瀬尾の事実と反する瀬尾発言①～④により、詳細を知らない部長会の他の参加者やこれらの発言を漏れ聞いた者が、不当な経過によりディンプル社が百合丘職舎の売却先に決定された旨誤って認識することになり、被告の業務の適正性への信頼が毀損され、円滑な業務運営が困難となり、大いに混乱を招いた。

自らが被告の業務として遂行した事柄に関し、正確かつ客観的にその経緯を事後的に説明することは、被告就業規則4条及び52条が定める被告職員としての基本的な義務である。

瀬尾発言①～④は、就業規則が定める職務上の義務に違反したものであり、また、このような言動を行う幹部職員がいること自体が被告の信用を低下させるものであるから、就業規則4条、52条に違反し、就業規則67条1号、2号、3号及び5号の懲戒事由に該当する。

### イ 処分理由2

原告瀬尾は、平成29年4月29日、昭和の日をお祝いする集いの終了後の懇親会の席において、部下である教化課員の面前で、田中総長及び秘書部長から百合丘職舎売却に関する件で尋問を受けている旨発言し、同年5月1日に予定された尋問を拒否する旨のメール内容及び秘書部長からの返信メールを課員に見せた上、「総長は稀代の大馬鹿者だ。」旨の発言をした。

田中総長及び秘書部長による事情聴取が、強圧的な受けるに値しない尋問であり、上司の業務命令による事情聴取であっても拒否してしかるべきとの印象を部下に示し、さらに、田中総長について「稀代の大馬鹿者」であると過激な表現で人格を貶め、田中総長及び秘書部長ら上層部の信用を失墜させ、職場秩序を乱したといえる。

したがって、前記(ア)の行為は、就業規則67条1号、2号、3号及び5号の懲戒事由に該当する。

### ウ 処分理由3

原告瀬尾は、平成29年2月16日及び同年3月10日の原告瀬尾、木田部長及びディンプル社(高橋社長ら)の三者による面談の際、面談を録音して内容を記録した文書を作成し、被告の承諾を得ることなく、原告稲が外部者である警視庁公安の刑事と接触して相談していることを知りながら、原告稲に交付文書を渡し、外部に対する情報漏洩を生じさせた。面談は被告の業務の一環として行われ、その面談により知り得た情報は、「被告の職務上知り得た情報」に当たるところ、原告瀬尾は、その情報を被告の承諾を得ることなく外部の者に提供したものであるから、情

報規程5条2項が禁ずる情報漏洩に当たる。また、このような行為は、職務上の義務に違反するとともに、被告の情報管理体制に大きな疑念を抱かせてその信用を傷つけるものである。

原告瀬尾は、自分を守るための証拠とする目的で録音を行い、原告稲に交付する際には、配布先の限定をしなかったというのであるから、原告稲が外部の者に配布することを認識していたといえる。

したがって、前記(ア)の行為は、就業規則67条1号、2号、3号及び5号の懲戒事由に該当する。

#### エ 処分理由4

原告瀬尾は、本件調査報告書において、不正の事実が認められない旨報告されたにもかかわらず、何ら反省することなく、平成29年7月24日に自宅待機中、同年8月7日付けで、田中総長宛てに質問状を送付した。質問状の記載内容に照らせば、原告瀬尾は、反省がなく、被告の業務になお混乱を惹起させる意図があった。

前記行為は、被告の幹部職員としての体面を汚すものであるから、就業規則67条1号及び5号の懲戒事由に該当する。

#### オ 社会通念上相当であること

原告瀬尾は、処分理由1～4のとおり、被告の幹部職員でありながら、自ら財政部長として主導した百合丘職舎売却の経緯を歪曲する発言を行い、被告の信用を貶め、職場秩序を乱し、被告の業務に混乱を生じさせた。原告瀬尾は、憶測のみに基づき、批判の声に便乗し、自らの言動を反省することもないのであるから、被告の幹部職員として不適格であることは明らかである。

以上から、本件処分は社会通念上相当である。

### 3 控訴審における控訴人神社本庁の補充主張 (抜粋・判決書3頁以下)

#### (1) 被控訴人稲について

##### ア 解雇理由1について

##### (ア) 真実相当性についての判断の誤り

原判決は、被控訴人稲が本件文書で摘示した「田中総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実について、被控訴人稲が真実であると信じるに足りる相当な理由があったと判断するが、その前提となる事実の認定・評価には以下の誤りがあり、これらを正しく認定・評価すれば、真実相当性は認められない。

##### a 本件売買の価格及び代金決済方法の点について

原判決は、本件売買の価格(1億8400万円)が一般的な取引価格より低額であり、かつ、代金決済の方法が買主に有利であった旨認定・評価するが、その認定・評価は誤りであり、本件売買の価格及び代金決済の方法は、全体としてみて適正な範囲内のものであった。

- (a) 百合丘職舎の評価額を1億7500万円とした関鑑定書の内容に不合理な点はなく、同鑑定書が買主であるディンプル社により提出されたからといって、直ちにその相当性が否定されるものではない。他方同評価額2億2560万円ないし2億5550万円とする日税不動産評価書は、現地調査をせずに机上で評価したものにすぎず、内容的にも不合理であり、また、同評価額を2億2900万円ないし2億4100万円とした三井住友信託銀行評価書は、現状のまま売却する本件売買とは異なり、売却後にリノベーションを行うことを前提とするものであるから、いずれも、本件売買における適正な価格の参考とはならない。

したがって、関鑑定書の評価額を上回る本件売買の価格1億8400万円は、適正な範囲内の価

格である。

- (b) 原判決は、クリエイト西武が八千代銀行のために百合丘職舎に設定した根抵当権の極度額が3億円であったことから、八千代銀行が百合丘職舎の担保価値を3億円と評価していたと認定する。

しかし、クリエイト西武は、百合丘職舎をリノベーションした上で、賃貸又は区分所有建物として転売することを目的として取得したものであり、八千代銀行は、百合丘職舎+リノベーション事業の担保価値を3億円と評価したと考えられるのであって、百合丘職舎自体の価値を3億円と評価したものではない。

- (c) その後、中央住宅が、クリエイト西武から、百合丘職舎を3億0500万円で購入しているが、これも百合丘職舎をリノベーションして区分所有建物として転売することを目的とするものであり、百合丘職舎自体に上記の価格を付けたわけではない。
- (d) 更にその後、アートランドが中央住宅から百合丘職舎を1億8000万円で購入しているが、これは、百合丘職舎に構造上の瑕疵があることが判明した後のことで、リノベーションを前提としない取得であるから、ディンプル社が控訴人から取得した時と同様の条件であり、その売買価格が本件売買の価格とほぼ同額であったということは、本件売買の価格が適正なものであったことを示している。
- (e) 原判決は、本件売買において、ディンプル社は、手付金を支払う必要がなく、ディンプル社が見つけた転売先に対して控訴人が所有権移転登記を行うのと引き換えに、ディンプル社が控訴人に代金を支払うことになっており、ディンプル社にとっては、自らの信用で資金調達する必要がなく、所有権移転登記の費用も不要であるという有利な約束となっている旨認定する。

しかし、百合丘職舎には、リノベーションを実施する業者以外に買い手はいないから、その事業者を見つけるリスクを負担するディンプル社に対し、売主である控訴人が、転売しやすいように便宜を図ることは不合理なことではなく、非難されるものではない。

- b 本件売買の価格決定及び承認の過程に不審があるとの点について

原判決は、本件売買に至る過程において、早期に売却先をディンプル社に絞り、同社が提出した関鑑定書のみを依拠して売買価格を決定していること等から、本件売買の価格決定及び承認の過程には取引通念上不審な点がある旨認定する。

しかし、そもそも1億8400万円という本件売買の価格が適正な範囲内の額であることは、前記aのとおりである。また、控訴人としては、本件売買に当たり、年2回しか開催されない評議員会での決議を得る必要があり、評議員会の日程に合わせてあらかじめ売却の相手方や価格を確定しておく必要があったところ、そのためには、控訴人のシステムを理解し、協力してくれる者が売却の相手方でなければならず、過去にも控訴人と不動産取引の実績のあったディンプル社を売却先とすることのメリットは大きかった。しかも、業者仲介によることなくディンプル社に売却すれば、仲介手数料もかからず、売却時期が安定すれば、百合丘職舎の運営で生じる赤字を止めることもできるのであるから、売買価格が適正な範囲内の額であることが確認できれば、ディンプル社を売却先とすることは何ら不審なことではない。

したがって、本件売買の価格決定及び承認の過程に不審な点があるとする原判決の認定・評価は誤りである。

c ディンプル社等が本件売買以前にも利益を上げていたとの点について

ディンプル社は、本件売買以前の控訴人等との取引で利益を得ているが、以下のとおり、その利益は適正な範囲内のものであり、控訴人等の利益を害するものではない。

(a) 原判決は、ディンプル社は、平成12年の本件財団による会館旧施設の売却及び財団新施設の購入に当たり、好条件の取引により利益を得ていた旨認定する。

しかし、会館旧施設の売却によりディンプル社が得たのは、売買価格の約1%の手数料にすぎず、一般的な不動産取引の仲介手数料（価格の3%）より低額であるから、ディンプル社にとって好条件の取引とはいえず、不当な利益を得たものとはいえない。

また、ディンプル社は、財団新施設を購入し、これを本件財団に売却することによって4000万円の利益を得ているが、ディンプル社は同施設に入居中の者を立ち退かせなければならない負担とリスクを負っていたのであり、現に立ち退きのために計3000万円の経費が掛かったのであるから、好条件の取引により不当な利益を得たなどとは言えない。

(b) 原判決は、ディンプル社は、平成24年及び平成25年に、控訴人から、青山職舎及び中野職舎を購入して、これらを直ちに転売しており、有利な取引によって利益を得ていた旨認定する。

しかし、控訴人による上記各職舎の売却は、財産の効率化を図るために必要な処分を、評議員会の決議に基づいて行ったものであり、控訴人による合理的な裁量の範囲内の財産処分である。また、ディンプル社が取得後すぐに転売できたのは、それ以前から転売先を探していたからであり、営利法人としての通常の活動によるものである。

したがって、ディンプル社が有利な取引によって不当な利益を得たものではない。

(c) 原判決は、ディンプル社と代表者及び本店所在地を同一にするメディアミックス社は、神社関係者らが定期購読する雑誌の販売事業を行うことにより、本件財団や控訴人の負担や協力を通じて、継続的に利益を得ている旨認定する。

しかし、メディアミックス社は、営利法人としての事業により利益を得ているにすぎず、何ら不当な利益を得ているものではない。

d 被控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたとの点について

原判決は、被控訴人瀬尾の供述の信用性を認め、これに基づいて、被控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたとの事実を認定するが、その認定は誤りである。

(a) 原判決は、被控訴人瀬尾は、上記示唆があった旨の供述（瀬尾発言①ないし④）を始めた平成29年3月1日の部長会当時、本件売買に関する責任追及の矢面には立っていなかったことなどを理由に挙げ、同人の上記供述の信用性を認める。

しかし、被控訴人瀬尾は、財政部長として本件売買を最終段階まで進めてきた責任者であり、上記供述当時は、自身の責任を追及されかねない追い込まれた状況にあったから、自己保身のために事実に反する供述をする動機がある。そもそも中野職舎及び青山職舎の売却についてディンプル社に声を掛けたのは、当時控訴人の財政部長心得であった被控訴人瀬尾であり、また、本件売買に際しても、被控訴人瀬尾が岡本課長に指示してディンプル社に連絡していることからすると、被控訴人瀬尾は、田中総長らに言われるまでもなく、自らディンプル社を使ったのであり、その後、本件売買の担当者として責任を問われかねない状況となったことから、田中総長らに責任を転嫁しようとして、虚偽の供述に至ったものと考えられ

る。

したがって、被控訴人瀬尾の上記供述をそのまま信用することはできない。

(b) 原判決は、被控訴人瀬尾が、本件売買について、平成27年3月の部長会及び常務理事会では、業者仲介により買い手を探す旨説明して了解を得たにもかかわらず、同年4月の部長会で、突然ディンプル社に売却するとの提案をしたこと等について、上位者から被控訴人瀬尾に対し、ディンプル社への売却の示唆があったと考えれば合理的に理解できる旨判断する。

しかし、常務理事会や部長会は、役員会や評議員会のような決議（意思決定）機関ではなく、出席者らの意見交換や情報提供の場にすぎないから、次の会合で別の妥当な意見が出れば、その意見が採用されることもあり得ることである。

したがって、被控訴人瀬尾が部長会で前回とは異なる提案をしたからといって、上位者からの示唆があったなどとはいえない。

#### (イ) 通報目的についての判断の誤り

原判決は、被控訴人稲が本件文書を交付した目的について、多数派を形成し選挙で人事を一新することを目的としており、不正な目的であるとはいえない旨判断する。

しかし、被控訴人稲のその後の行動をみても、他の役員に働きかけるなど、多数派を形成し選挙で人事を一新するための行動をした形跡がなく、かえって、平成29年3月に調査委員会の立ち上げが決まったにもかかわらず、その進捗と結果をみることもなく、内部文書を阿部警部補に交付するなどして、外部から控訴人に圧力をかけようとしていることからすると、被控訴人稲の目的は、多数派を形成し選挙で人事を一新することなどではなく、外部からの圧力をかけることで組織を破壊すること、あるいは、個人的に反感を持つ田中総長らを陥れることにあったというべきであり、そのような目的が正当なものではないことは明らかである。

#### (ウ) 手段方法の相当性についての判断の誤り

原判決は、被控訴人稲が本件文書を交付した行為について、通報の手段としてやむを得ない相当なものであったと判断する。

しかし、労働者が雇用契約上使用者に対して誠実義務を負っていることからすれば、仮に、被控訴人稲が控訴人内での不正行為を察知したとしても、まずは内部において当該不正行為の是正に向けて努力すべきであったのに、被控訴人稲は、そのような努力をすることなく、本件文書を作成・交付し、それがそのまま広く伝播するに任せたのであり、このような被控訴人稲の行為は、通報の手段方法として相当といえるものではない。

### イ 解雇理由2について

原判決は、被控訴人稲が本件文書への関与を否定し続けたことについて、懲戒事由該当性を認めながら、重大であるとして非難することは相当でないとして、解雇に相当しない旨判断する。

しかし、前記ア(ア)の事情からすれば、本件売買は背任行為と疑われるような取引でないにもかかわらず、被控訴人稲は、それを組織ぐるみで背任行為が行われているかのように記載した本件文書を作成・交付し、それが広く伝播しつつある状況の中で、4か月にわたり「しらを切り通した」ものであり、解雇理由1と併せると、相当問題のある非違行為というべきである。

### ウ 解雇理由3について

原判決は、被控訴人稲が阿部警部補に交付文書a～jを交付したことについて、懲戒事由該当性を認めながら、公益通報者保護の趣旨等に照らし、違法性が阻却される旨判断する。

しかし、前記アの事情等からすれば、交付文書a～jに記載された事実について、「真実であると信じるに足りる相当な理由がある」とはいえないし、「通報目的が不正の目的ではないこと」及び「通報の手段方法が相当であること」の各要件も充足しないから、違法性阻却は認められない。そして、その行為は、田中総長のみならず、控訴人の主だった職員も関与した背任行為の存在を断定し、控訴人の組織の秩序を著しく傷つけたものであるから、著しい背信行為といわざるを得ない。

#### エ 解雇理由4について

原判決は、被控訴人稲が田中総長宛てに質問状を送付したことについて、組織の秩序を乱すまでとはいえないと判断する。

しかし、被控訴人稲は、そもそも本件売買が背任行為と疑われるような取引ではないにもかかわらず、これを背任行為と断ずる本件文書を作成・交付しながら、4か月にもわたって関与を否定し続け、その間に本件文書が広く伝播し、調査委員会が立ち上げられるまでの事態が生じている中で、田中総長に対し質問状を送付したものである。このような被控訴人稲の行為は、同人が、上記事態を招いたことについて全く反省していないことを示すものであり、控訴人の組織の秩序を乱すものであることが明らかである。

#### オ 結論

被控訴人稲の解雇理由1ないし4に係る一連の行動を総合考慮すれば、被控訴人稲が、控訴人の組織破壊の意図の下で、組織の秩序を乱す行為をしていることは明らかであって、これに対し、控訴人が懲戒解雇を選択することはやむを得ないことである。

### (2) 被控訴人瀬尾について

#### ア 処分理由1について

原判決は、田中総長らから百合丘職舎をディンプル社に売却するよう示唆を受けた旨の被控訴人瀬尾の供述の信用性を認め、瀬尾発言①ないし④は事実と異なるものではないから、これらの発言をした被控訴人瀬尾の行為は懲戒事由に当たらない旨判断する。

しかし、前記(1)ア(ア)dのとおり、被控訴人瀬尾の上記供述は、自らの責任を田中総長らに転嫁しようとした虚偽の供述であって、信用することはできないから、原判決の上記判断は誤りである。

#### イ 処分理由2について

原判決は、被控訴人瀬尾が部下らの前で田中総長を「大馬鹿者だ」と非難したことについて、宴席における一回限りの発言であることや後に謝罪していることから、降格とすることは重きに失する旨判断する。

しかし、上記発言を聞いた職員が他の職員に言う可能性があることからすると、上記発言は、控訴人の組織のモラルを深く傷つけるものであり、後に謝罪して済むものでもないから、原判決の上記判断は誤りである。

#### ウ 処分理由3について

原判決は、被控訴人瀬尾が被控訴人稲に交付文書eを交付したことについて、控訴人の職員間の情報の伝達であり、外部への情報の漏洩ではないし、被控訴人瀬尾は、被控訴人稲によりこれが外部の者に交付されることを予期・容認していたとは認められないから、情報規程5条2項に反



する行為とはいえない旨判断する。

しかし、交付文書eは、ディンプル社の高橋社長らと控訴人の新・旧財務部長である木田部長及び被控訴人瀬尾との間で、百合丘職舎の建物に係る構造上の瑕疵の存在を控訴人が知っていたか否かを確認するために行われた面談の記録であり、その情報は、被控訴人瀬尾が旧財務部長だからこそ知り得たものである。したがって、その情報は、職務上共有する必要がない限り、控訴人の他の職員にも開示されるべきものではないところ、当該情報を当時総合研究部長であった被控訴人稲と職務上共有すべき必要は認められないから、これを被控訴人稲に開示した被控訴人瀬尾の行為は、職務上知り得た情報を他に漏らすものであって、情報規程5条2項に違反する。

また、被控訴人瀬尾が被控訴人稲に交付文書eを交付した時期は、神社ネットに本件文書（匿名化版）が掲載され、本件売買に関する疑惑が問題となっていた時期であり、そのような時期に、渦中の百合丘職舎の建物に係る構造上の瑕疵に関わる情報を、職務上関係のない被控訴人稲に渡すということは、そこから先に流れることも容認していたものと推測できるのであり、この点においても原判決の上記判断は誤りである。

#### エ 処分理由4について

被控訴人瀬尾が田中総長宛てに質問状を送付したことについては、被控訴人瀬尾に反省が見られないことを示す事情であり、他の理由と相まって懲戒処分の相当性を示す事情といえる。

#### オ 結論

被控訴人瀬尾の処分理由1ないし4に係る一連の行動を総合考慮すれば、被控訴人瀬尾の非違行為は、控訴人の組織の秩序を著しく乱すものであるから、これに対し、控訴人が懲戒処分として降格（及びそれに伴う減給）を選択することは相当である。

### 第3 当裁判所の判断（抜粋：判決書12頁以下）

当裁判所も、原審と同様、

- (1) 被控訴人稲の各請求のうち、①雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認請求については理由があるからことを認容し、②雇用契約に基づく賃金請求については、平成29年9月から本判決確定の日まで毎月21日限り月額63万5789円及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで、支払期日の翌日が令和2年3月31日以前の場合は改正前の民法所定の年5分、支払期日の翌日が同年4月1日以降の場合は民法所定の年3分の各割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるから、その限度で認容して、その余を棄却し、
- (2) 被控訴人瀬尾の各請求のうち、③降格及び減給の無効確認請求については理由があるから認容し、④雇用契約に基づく平成29年9月分の賃金（懲戒処分による減額分9万4603円）及びこれに対する支払期日の翌日である同月22日から支払済みまで改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求については理由があるから認容し、⑤雇用契約に基づく同年10月分以降の賃金請求については、同月から本判決確定の日まで毎月21日限り月額11万3438円（懲戒処分による減額分）及びこれらに対する各支払期日の翌日から支払済みまで、支払期日の翌日が令和2年3月31日以前の場合は改正前の民法所定の年5分、支払期日の翌日が同年4月1日以降の場合は民法所定の年3分の各割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるから、その限度で認容して、その余を棄却する

のが相当であると判断する。その理由は、以下のとおり補正し、後記2を加えるほかは、原判決

「事実及び理由」第3及び第4（ただし、88頁7行目冒頭から9行目末尾までを除く。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 1 認定事実

※ 東京高裁判決は、原判決の「事実及び理由」を引用しつつ、その一部に補正を加えていることから、高裁による補正を施した裁判所の「認定事実」を記す。なお、当事者の表記は、原判決に倣い、「原告稲」「原告瀬尾」「被告」のままとする。

### (1) 被告の組織、全国の神社との関係、神道政治連盟との関係等

ア 被告は、昭和21年2月3日、神社の興隆を図るなどの目的で、全国の神社の包括団体として設立された宗教法人である。現在、全国の各都道府県の神社庁を含む約8万の神社(多数の宗教法人を含む。)との間で、被告が「宗教法人神社本庁規程」(以下「庁規」という。)によって定める包括関係にある。(甲1、弁論の全趣旨)

イ 被告は、庁規において、被告の組織及び被告が包括する神社との関係などを定めている。

庁規によれば、被告の責任役員である理事は17名とされ、そのうち総長1名(代表役員)、副総長1名、常務理事2名を置き、総長は被告を代表し、被告の事務を総管し、副総長及び常務理事はこれを補佐する。理事の任期は3年であり、評議員会で選任される。また、上記責任役員である理事らは、役員会を組織し、共同の責任を負い、被控訴人の事務を決定する。

被告の意思決定機関の一つである評議員会は、被告の本宗である伊勢神宮において選ばれた者2名、各都道府県に置かれる神社庁の神社庁長47名、神職から選ばれた者47名、及び、神社の役員・総代から選ばれた者47名などで構成され評議員の定数は168名以内、任期は3年である。

評議員会が被告の統理1名を選出し、被告と包括関係にある神社においては、その設立の承認や、その代表役員である宮司の進退は、統理が行う。統理は、被告と包括関係にある神社の職員を統督し、懲戒を行い、統理の全ての行為は総長の補佐を得て行い、責任は役員会が負うとされる。

被告の事務所は、東京都渋谷区内の被告の肩書所在地に置かれ、平成28年～平成29年当時頃、被告に雇用される職員は約60名であった。被告には、7(一時期は8)の部が置かれ、それぞれの責任者として部長が配置され、役員、部長、課長、課員という職層がある。控訴人においては、各部の部長が出席して情報交換や協議を行うための部長会が定期的開催されている。また、統理、総長、副総長、常務理事2名及び各部長が出席して協議等を行うための常務理事会も定期的開催されている。被告の職員は、神事に参列して奉仕することがあり、原告らは被告から神職身分の発令を受けており、神職の研修を受けたこともあった。(甲1、3、乙19p6、乙47～50、弁論の全趣旨(被告準備書面2p2))

ウ 庁規によれば、被告の所有する不動産は基本財産とされ、基本財産は原則として処分することはできないが、やむを得ない事由がある場合において、評議員会の議決を経たときはこの限りではないとされている(甲1)。

被告の財務規程によれば、被告において、契約は競争入札とすることとされており、ただし、やむを得ない理由がある場合又は運営上特に必要がある場合は、3人以上を指名して競争入札とすることができ、競争入札に付することが特に不利又は不可能な場合又は軽微なものについては、随意契約によることができるとされている(甲70)。

エ 被告の代表者である総長には、石清水八幡宮の宮司である田中総長が平成22年に選出されて就任し

ており、以後3回選出され、現在4期目を務めている(弁論の全趣旨)。被告の統理及び総裁には、これまで、皇族出身者や旧華族の子孫などが選出されて就任している(甲65, 弁論の全趣旨)。

オ 神道政治連盟は、昭和44年、「神道精神を国政の基礎に」との提唱により結成された神社界を母体とした政治団体である。神道政治連盟の本部は、被告の事務所内にあり、被告の渉外部に所属する者が出向して、神道政治連盟の事務に当たり、被告の渉外部長が神道政治連盟の事務局長を兼務して運営されている。(乙19 p 6, 乙107)

神道政治連盟の会長は、平成28年7月頃から現在まで、打田会長が務めている(乙36の2, 弁論の全趣旨)。打田会長は、被告に雇用されて、被告の教学部や渉外部などで勤務し渉外部長などを務め、神道政治連盟に出向して、その事務局長などを務めた後、平成12年に被告を退職して静岡県の小國神社の宮司を務め、平成19年から平成28年6月までは神道政治連盟の幹事長を務めていた(甲82 p 4・7・9, 乙36の2)。

田中総長も、平成16年まで神道政治連盟の幹事長を務めた経験があった(弁論の全趣旨(原告準備書面(8) p 12))。

平成28年当時、被告総務部総務課長であった牛尾課長は、平成7年から平成26年まで(平成11年7月以降は被告の渉外部渉外課などと兼務)、神道政治連盟に出向し、打田会長の部下として勤務したことがあった(乙107)。

## (2) 全国神社会館の売却等

ア 財団法人国民精神研修財団(現在は、公益財団法人日本文化興隆財団。以下「本件財団」という。)は、全国神社総代会が設立準備会を設けるなどして、昭和45年に設立された法人であり、以後、全国神社総代会の会長などが理事長に就任し、その理事に被告の役員・関係者が多数就任するなど、被告及び被告の包括する神社と連結した運営を行ってきた団体であった。

本件財団は、昭和46年頃から、東京都渋谷区東4丁目所在の全国神社会館(以下「会館建物」という。)を、神社関係者や企業に対して研修や会議の場として提供する事業を行っていた。本件財団は、同年から会館建物及びその敷地の一部である約661㎡の土地(以下「会館敷地①」という。)を所有しており、会館建物の敷地の残部である約347㎡の土地(以下「会館敷地②」という。以下、会館建物、会館敷地①②を併せ「会館旧施設」という。)は被告が昭和42年に取得し、本件財団に貸与していた。(甲41, 42, 44の1～3, 甲96)

イ 本件財団は、会館建物が老朽化し、利用者も減少して運営が困難となったため、平成12年、会館敷地①②の隣接地に大学を設置し所有している学校法人國學院大學(以下「学校法人國學院」という。)に対し、会館建物及び会館敷地①を売却し、その売却代金を原資として、被告の事務所の近隣地である東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目に所在する約163㎡の土地及び7階建ての建物(以下、土地建物を合わせて、「財団新施設」という。)を購入する計画をたてた。学校法人國學院は、その設置する國學院大學において神道の研究、教育を行っており、國學院大學は被告が包括する神社の神職や被告の職員を多く輩出し、かねてから被告とは人的な交流があった。(甲42, 44の1～3, 甲45, 94, 96, 弁論の全趣旨)

ウ 平成12年7月31日、本件財団は、会館建物及び会館敷地①を代金約7億7900万円で、被告は会館敷地②を代金約8095万円で、それぞれ学校法人國學院に対し売却した。

前記各売買に関して、仲介手数料として、本件財団が約775万円、被告が約80万円を、ディンプル社に対しそれぞれ支払う旨の契約書が作成され、前記各売買に先立って、同年3月18日、ディンプル

社から被告に対し、同額の請求書が発行され、同年8月7日に支払がされた。(42, 4401～3, 95, 96)

エ 財団新施設は、平成11年3月、茅場町建物株式会社(以下「茅場町建物」という。)が取得し所有していたところ、平成12年5月11日、ディンプル社が概ね4億円の代金額で茅場町建物から購入し、同日付けでディンプル社を所有者とする所有権移転登記がされた。同日、財団新施設には、原因同日付け金銭消費貸借同日設定、債権額4億円、利率年15%、遅延損害金年30%、債務者ディンプル社、抵当権者緒形始とする抵当権設定登記がされ、また、原因同日付代物弁済(条件同日金銭消費貸借の債務不履行)、権利者緒形始とする条件付所有権移転仮登記がされた。(甲45, 証人小野)

同年8月8日、ディンプル社は、本件財団に対し、財団新施設を4億4000万円で売却し、所有権移転登記手続を行い、前記の抵当権設定登記及び条件付所有権移転仮登記はそれぞれ抹消された(甲45, 94)。

ディンプル社は、財団新施設を購入するに先立って、被告に対し、本件財団の資力に不安があるため、本件財団が財団新施設を買い取ることにについて被告に保証してもらいたい旨の申出を行い、同年4月21日、被告は、ディンプル社に対し、同年3月21日付け売主ディンプル社、買主本件財団の財団新施設の売買について、本件財団が同年8月10日までに財団新施設を買い取ることができない状態となった場合には、被告が前記売買の契約書の代金額4億4000万円で財団新施設を買い取ることが保証する旨の文書を作成した(甲92～94)。

なお、財団新施設の建物には、平成12年5月の時点でも入居者がいたため、ディンプル社は、その者らとの立退交渉を行うことが期待されており、ディンプル社は入居者の立退をさせて、本件財団に財団新施設の建物の居室の鍵を引渡すなどした(乙115, 証人葦津p34, 証人小野p29)。

オ 平成12年当時、被告の財政部長であった小野部長(平成10年7月～平成14年3月財務部長)が本件財団の事務局長を兼任しており、前記ウエの売買を主に担当していた。また、被告の総務部長であった茂木部長、渉外部長であった打田会長もこれらの取引を担当していた。学校法人國學院の担当者や、当時の被告総長の工藤伊豆氏に対し、ディンプル社を紹介し、前記各売買の仲介をさせたり、財団新施設の売主として介在させたりしたのは小野部長であった。(乙37の4p4, 乙115, 証人葦津p5・20, 証人小野p10～13・30)

カ 財団新施設をディンプル社が購入するに際し、ディンプル社に4億円を融資した緒形始氏は、緒形憲治氏と住民票の住所地が同一であるところ(甲45, 72の1～5, 甲78)、緒形憲治氏は、平成19年8月21日付け売買により、稲川会中村組本部が所在しているとされた土地建物を、中村銅市氏から取得した者である(甲72の6～8・15・16, 甲76, 79)。中村銅市氏は、指定暴力団稲川会の関係者であり、その住民票上の住所地兼中村銅市氏が代表取締役を務める会社の本店所在地は、グーグルマップで平成27年撮影された写真によれば、高い塀及び柵で囲われ、柵には電流が流れている旨の警告が掲示され、数台の監視カメラが設置されていた(甲72の9～15, 甲77, 80)。

### (3) ディンプル社及びメディアミックス社の事業と被告との関係など

ア 前記(2)の不動産取引に携わったディンプル社は、昭和62年に設立された、土地建物の売買などを目的とする資本金1000万円の会社であり、平成19年以前から高橋社長が代表取締役を務めている(甲17)。

イ メディアミックス社は、平成8年に設立された会社であり、日本レスリング協会の会長を務める福田富昭氏(以下「福田会長」という。)が設立時から取締役を務めている会社である(甲56, 57)。メディアミックス社は、平成10年に創刊された雑誌「皇室」(創刊時誌名「わたしたちの皇室」)の定期購

読者に対する販売事業を創刊から現在まで行っている(甲28, 29)。

「皇室」は、被告が創刊を企画した我が国の皇室を広報する季刊誌であり、創刊当時は被告、現在は本件財団がそれぞれ費用を負担して、出版社(創刊当時は株式会社主婦と生活社、現在は扶桑社)に編集・刊行を委託しており、書店で販売するほか、定期購読者に販売しており、定期購読者のほとんどは被告が包括する神社やその関係者らであった(甲29, 82p7, 乙36の1)。メディアミックス社が取り扱う「皇室」の定期購読者に対する販売部数は、1号につき約2万冊、年間約8万冊であった(甲29, 82p7)。

高橋社長は、平成21年からメディアミックス社の代表取締役役に就任して現在もその地位にあり、同社の本店事業所は、平成24年からディンプル社の本店事業所と同じ住所地に移転している(甲17, 56, 57)。

ウ 打田会長は、福田会長と親しい関係にあることが報道されている。また、打田会長は、高橋社長と20年来の付き合いがある(甲59, 63)。

#### (4) 青山職舎及び中野職舎のディンプル社への売却

ア 平成24年12月28日、被告は、ディンプル社に対し、被告が南青山に所有していた青山職舎(東京都港区南青山4丁目所在のマンションの居室及び敷地の共有持分権。居室の床面積は約38㎡、以下「青山職舎」という。)を代金1575万円で売却した。同日、ディンプル社は、第三者に対し青山職舎を売却し、その旨の所有権移転登記手続がされた。なお、青山職舎は、昭和59年に被告が3290万円で購入したものであった。(甲51～53, 71, 弁論の全趣旨(原告準備書面(8)p20))

イ 平成25年2月28日、被告は、ディンプル社に対し、被告が中野区に所有していた中野職舎(東京都中野区東中野2丁目所在の土地及び3階建て住宅。土地面積は約49㎡。以下「中野職舎」という。)を代金3015万円で売却した。同日、ディンプル社は、第三者に対し中野職舎を売却し、その旨の所有権移転登記手続がされた。なお、中野職舎は、昭和62年に、被告が約1億3318万円かけて、土地の購入及び建物の新築をしたものであった。(甲51, 54, 55, 弁論の全趣旨(原告準備書面(8)p20))

ウ 前記アイの青山職舎及び中野職舎の売却については、平成24年10月開催の被告の評議員会において一括して承認可決された。同日の評議員会において、売却の理由について、中野職舎は経年による老朽化が著しく、東日本大震災により屋根等に損傷を来していること、青山職舎は耐震基準を満たしていないこと、両職舎ともその機能を果たしていないにもかかわらず、維持管理・租税公課などの経費が生じていることから、財産の効率化を図るため処分する旨が原告瀬尾により説明された。(甲51, 乙37の2)

原告瀬尾は、同年7月から財政部長心得に昇進した。同年、被告においては、エルピーダメモリ株式会社の社債を代金1億円以上で購入したところ、同社の事業悪化により多額の評価損が発生するなどの事態が生じていた。原告瀬尾は、大学卒業後に株式会社群馬銀行に数年勤務した経験があり、周囲の者から、被告の前記のような財務の立て直しのために原告瀬尾を財政部長心得に抜擢昇進させたのであるなどと伝えられていた。原告瀬尾に対し、青山職舎及び中野職舎の買主としてディンプル社を紹介したのは小野部長であった。(乙29の2p15, 乙37の2, 証人葦津p24・25, 証人小野p25)

#### (5) 百合丘職舎の売却に至る経緯

ア 百合丘職舎は、川崎市麻生区高石4丁目の面積約1567㎡の土地及び鉄筋コンクリート造4階建の共同住宅であり、被告が昭和62年12月に購入し、以後、被告の職員に貸与する職舎(全21戸)として使用していた。昭和62年当時、被告は、土地を代金約3億6673万円、新築の建物を代金約3億8942万円、合計

7億5615万円で購入したものであった。(甲21p3・4・6, 甲36の2, 乙67, 68)

イ 平成26年7月1日頃, 被告の幹部職員らは, 本庁事務所の組織及び財務の問題点と改善策を検討するため, 同日付けで本庁事務所組織及び財務運営改善に係る検討会議(以下「組織検討会議」という。)を総務部内に設置することとし, 総務部長であった小野部長を委員長とし, 本宗奉賛部長であった原告稲及び財政部長であった原告瀬尾を含む3名を副委員長とするなどして, 同日から同年10月28日にかけて5回にわたり会議を行った。原告瀬尾は, 第3回目の会議の同年9月5日, 百合丘職舎の過去4年の家賃収入と営繕管理費等の支出を表にして示し, 年間400万~500万円の支出超過であることを報告し, また, 三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」という。)から示された, 百合丘職舎を売却する場合, 改修して賃貸する場合, 借上げの場合のそれぞれの予想価額や予想費用を報告し, 売却する場合の予想価額は1億1000万~1億6500万円であることなどを報告した。第3~4回目会議において議論がされた結果, 百合丘職舎を改修して賃貸したり, 借上げ委託したりすることは被告の目的の範囲外であることなどから, 百合丘職舎は売却するのが適切であるとの結論が確認された。(乙90~93)

ウ 平成26年12月12日, 被告の役員会において, 組織検討会議の結果として報告書が提出され, 同書において「百合丘職舎は, 老朽化に加え, 遠距離に位置しており, 危機管理面からもその役割を果たさず, 維持管理に係る経費負担だけが顕著となっている。早急に売却処分等の手続を考慮するとともに, 今後の職員職舎のあり方については, 危機管理対策を念頭に再構築する時期にある。」旨が報告された(乙93, 94)。

エ 三井住友信託銀行は, 被告に対し, 百合丘職舎について, 平成26年10月3日, 売却価額は約1億1000万円~1億6500万円程度とする資料を, 同月27日, 売却価額は約2億1000万円~2億2000万円程度とする資料を, 平成27年2月10日, 売却価額は約2億2000万円~2億4000万円程度とする資料を, それぞれ提出したが, 前記各資料には価額などの根拠の詳細は記載されていなかった(乙87~89)。

三井住友信託銀行は, 同日, 仲介契約につき専任媒介とするメリットを説明する文書を被告に提出した(乙89)。

オ 平成27年1月8日の被告の部長会(原告らを含む被告の部長全員が出席するのが通常で, 議事録が作成される。以下の部長会について同じ。)において, 原告瀬尾は, 「百合丘職舎の売却は, 三井住友信託銀行及び不動産業者のディンプル社に働きかけて概算の見積りは得られたが, 詳しい見積りは研究中である。」旨の報告を行った。この報告に対し, 眞田部長は, 売却について「来年度実施しなければいつになるのかということになる」などと, 小野部長は, 来年度中にこの件を片付ける予定で動かなければならない旨をそれぞれ述べるなどし, 原告瀬尾は, 両名の意見を容れて, 平成27年度中に売却する方針を了解した。(乙38, 95)

カ 原告瀬尾は, 平成27年3月2日の被告の部長会において, 「百合丘職舎売却の件につき, 今回初めて提案をする。百合丘職舎は, 毎年400万円~500万円を持ち出し, 修理に費用がかかる。中野職舎や青山職舎を売却したときのように専門業者を設けて, こちらの言い値を示し, 相手の希望価格とすり合わせて買い取りをさせる。改修はしない。売却の承認を平成27年10月の定例評議員会に上程するように進める。売却想定価額は1億5000万円~2億円程度である。役員にお話しして, その了解が得られたら, 4月の常務理事会でお話ししたい。その頃から入居している職員17名に対する説明をしたい。」などと述べて, 平成27年10月の評議員会で百合丘職舎の売却の承認を得るなどの方針について, 出席者の了解を得た(乙39)。

キ 平成27年3月18日、被告の常務理事会(統理、総長、副総長、常務理事及び部長らが出席するのが通常で、議事録が作成される。)において、原告瀬尾は、出席者らに対し、百合丘職舎は、築27年で老朽化し修繕のため支出超過であること、被告事務所から遠隔地にあり大規模地震下で職員が事務所に駆け付けることができず危機管理の役割を果たしていないことから、売却すべきことを説明した。その際、原告瀬尾は、売却の方法は、不動産業者等の仲介業者に価額などの条件を提示して、買い手の斡旋をしてもらうこと、改修せず現状のまま売却すること、平成27年10月の定例評議員会に上程すべく準備したいこと、価額は信託銀行及び不動産業者の概算見積りで1億5000万円から2億円まで位を見込んでいたことなどを報告した。出席者からは、特段の反対や質問はされなかった。(乙33, 96)

ク 平成27年4月1日の被告の部長会において、原告瀬尾は、百合丘職舎の売却について、同年3月18日の常務理事会の際には仲介業者に依頼することで了解を得たが、検討した結果、中野職舎及び青山職舎のようにディンプル社に買い取らせ転売する方法としたい旨を提案した。その際、原告瀬尾は、売却方法を変更する理由として、「買い手の見つかることや、会議のタイミングを考え、入居者がいることを考えると、前回諮った方法では整合性がとれない。」「買い手についても慎重にならなければならない。」「ディンプル社は中野職舎及び青山職舎での実績がある。」などと説明し、4月に価額を検討して売却案を確定し、5月に常務理事会で売却計画案を提示し、7月の役員会で協議し、9月の役員会で決議し、10月の評議員会で決議し、退去を来年の3月としたい旨の提案をした。

これに対し、小野部長は、先日の常務理事会で行った提案を変更することや、根拠もなく売却先をディンプル社とすることに疑問を呈した上、前回の常務理事会での提案を早く撤回すること及び納得できる根拠を示すことを求めた。また、他の部長からも、売却先を決めるには複数社から見積書を取るものではないか、ディンプル社を売却先とすることに説得力が欠けているなどの意見が出た。眞田部長は、入居している職員の退去を求めるには期限が決まらないと動けないことを伝えるとともに、(売却先の)企業はいくつか候補を出して役員会にも委ねる形とした方が慎重な方法になるなどの意見を述べた。これらの意見に対し、原告瀬尾は、仲介業者(三井住友信託銀行)への依頼はせずにディンプル社に売却する理由について、更に、「日程を優先するとこの方法になる。」「ディンプル社は出入りの業者で融通がきき、信頼や実績がある。」などと説明した。

同日の部長会の結論としては、原告瀬尾の提案に沿って、総長、副総長及び常務理事の考えを確認した上、次の常務理事会において、前回の常務理事会で示した方針を撤回することとなった。(乙40)

ケ 平成27年4月7日、被告の常務理事会において、原告瀬尾は、百合丘職舎の売却方法について、仲介業者に売買の仲介を依頼する案を、不動産業者に対し売却する案に変更することを説明し、了解を得た(甲35の1, 乙19p20, 乙37の2, 弁論の全趣旨(答弁書p7))。

コ 平成27年4月8日過ぎ頃、原告瀬尾は、ディンプル社の石津英晃取締役(以下「石津取締役」という。)から、同社の売却希望価格である1億8000万円の相当性に関する資料として、百合丘職舎の価額を1億7500万円と評価する株式会社関不動産鑑定事務所代表者兼不動産鑑定士関友利作成の同日付け鑑定書(以下「関鑑定書」という。)を受け取った(甲60, 原告瀬尾本人, 弁論の全趣旨)。同書は、ディンプル社の依頼により作成されたものであり、その内容は、現地調査を経て、原価法による積算価額を1億9880万円とし、収益還元法による価額を1億4490万円とし、両価格を考慮し、結論として前記価額とするものであった(甲60, 乙132)。原価法の地価は、取引事例比較法を採用して求めた地価20万2000円/㎡に個別補正率52%(二方路地, 高低差あり, 奥行長大で形状劣る, 規模市場性劣るによる。)を乗じて1億6340万円と算出されていた。

同月14日頃、原告瀬尾は、被告の顧問税理士を通じて、株式会社日税不動産情報センター(以下「日税不動産」という。)から、百合丘職舎について、近隣の賃料からの収益還元法によれば2億2560万円、公示価格・取引事例等からの原価法によれば2億5550万円であり、価額は2億2560万円～2億5550万円と評価する旨の評価書(以下「日税不動産評価書」という。)を受け取った。同書は、現地調査はせず、近隣賃料、公示地価、取引事例及び住宅地図などから評価したもので、原価法の土地評価は、公示価格及び取引事例の平均地価を22万8285円/㎡とし、これに個別補正率60%(不整形、規模大)を乗じて約2億1318万円とするものであった。(乙86、弁論の全趣旨)。

同年5月、三井住友信託銀行は、百合丘職舎をリノベーション(大規模修繕)することを前提として、売却価格は約2億2900万円～2億4100万円と評価する旨の評価書(以下「三井住友信託銀行評価書」という。)を提出した(乙19p21)。

サ 平成27年6月1日の部長会において、原告瀬尾は、百合丘職舎の売却に関し、同年7月の役員会で協議し、同年9月の役員会で決議し、同年10月の評議員会で決議し、契約をする予定であること、同年10月末までに入居している職員の立退をお願いしたいこと、仲介の場合は時期が分からないし、金額も読めない問題があり、原状回復の費用がかかったり、仲介費用も大きくなったりすることから、ディンプル社に売却すること、売却価格は1億8000万円となることなどを報告した。

その際、小野部長から、売却価格1億8000万円の根拠を問う質問があり、原告瀬尾は、3社から見積書を提示されており、1億8000万円は妥当だと思ふ旨説明した。しかし、部長会においては、前記コの関鑑定書、日税不動産評価書及び三井住友信託銀行評価書は配布されておらず、売却価格の相当性について、原告瀬尾の前記説明以外の検討はなされなかった。(乙41)

シ 平成27年7月1日付けで、原告瀬尾は、総合研究部の研修課長事務取扱に異動となり、木田部長が後任として財政部長に就任した(乙37の2、乙105)。

異動に際し、原告瀬尾は、木田部長に対する引継書を作成した。同書には、百合丘職舎を仲介ではなく直接ディンプル社に売却する理由として、仲介では、売却の時期及び立退の時期が全く読めず、会議で決定していく手続が非常に困難になることや、2億円程度で売却できるというのは路線価及び取引事例により相場を割り出したもので、実際売買する上では個別の環境で異なってくることや、建物があると地価が下がることや、(仲介では)入札のような形をとるため業界団体に必要以上の情報が流れ、インターネットには情報は流れないが、不動産業界では公知の事実となることや、売買価格を決めた後に瑕疵が見つかった場合に売主が原状復帰の費用を負担しなければならないことや、仲介手数料が3%かかることが支障として挙げられ、これらが直接売却であれば全て解決できる旨が記載されていた。また、同書には、当初は、三井住友信託銀行による仲介も視野に入れ、日税不動産から売却価格情報を収集するなどしたが、ディンプル社から買取りの申出があり、前記の理由とディンプル社の取引実績から、同社に売却することとした旨が記載されていた。同書に記載された「仲介ではなく、ディンプル社に直接売却する理由」は、原告瀬尾が、ディンプル社の石津取締役から教示を受けて記載したものであった。(108、原告瀬尾本人)

ス 平成27年7月17日の常務理事会において、木田部長は、百合丘職舎をディンプル社に対し1億8000万円売却する案を説明し、了解を得た。

同年9月8日の役員会において、木田部長は、百合丘職舎の売却について説明し、了解を得た。前記常務理事会及び役員会では、ディンプル社に売却する理由として、評議員会での決議を見据え、そこに至る手続等を勘案した結果、信頼できる売却先が定まっていることが必須の要件であると考えたこ



となどが説明された。

同年10月21日の定例評議員会において、木田部長が、百合丘職舎を1億8400万円(400万円は消費税および地方消費税)でディンプル社に売却する議案について説明し、議案が異議なく可決された。

前記の常務理事会、役員会及び評議員会において、後記(6)アの売買契約書及び合意書の案文は配布されず、ディンプル社が代金決済時に即日転売し、被告が転売先へ所有権移転登記をすることは説明されなかった。また、売却価格の相当性に関し、関鑑定書の内容が説明されたが、関鑑定書がディンプル社の取締役が提出したものであることや、関鑑定書の評価額を上回る価額と評価した前記コの2通の評価書(日税不動産評価書及び三井住友信託銀行評価書)が存在することについて、言及はされなかった。

木田部長は、被告がディンプル社の転売先に直接所有権移転登記を行うことについて、総務部長であった眞田部長や秘書部長に相談するなどしたが、部長会などで相談することはなかった。(甲23, 乙54, 55, 57, 125, 証人木田p17・18)

## (6) 本件売買の成立など

ア 平成27年10月30日、被告は、ディンプル社との間で、被告がディンプル社に対し、百合丘職舎を代金税込み1億8400万円(土地1億3000万円、建物5000万円、消費税及び地方消費税400万円)で売却する旨合意した(本件売買)。

同年11月27日、ディンプル社は、クリエイト西武に対し、百合丘職舎を代金2億1240万円で売却した。同日、被告は、ディンプル社から代金を受領するのと引き換えに、クリエイト西武に対し、同日売買を原因として所有権移転登記をした。クリエイト西武は、百合丘職舎につき、原因同日設定、極度額3億円、債務者クリエイト西武、根抵当権者八千代銀行との根抵当権設定登記をした。

被告とディンプル社との間で本件売買について交わされた同年10月30日付け売買契約書(以下「本件売買契約書」という。)には、買主は売主に対し平成27年12月25日までに所有権移転登記手続に必要な書類と引き換えに、代金を口座に振り込むことで支払うものとし、手付金の授受はないものとする旨、所有権移転登記手続は、買主が指定する者を登記権利者、売主を登記義務者として、代金授受と同時に行うものとする旨、また、売主は、所有権の行使を阻害する権利負担を除いて物理的な瑕疵担保責任を負わない旨の各記載があった。また、両当事者において、売買契約書とは別に作成された同年10月30日付け合意書(以下「本件合意書」という。)には、ディンプル社は、代金全額の支払までに百合丘職舎の所有権の移転先となるものを指定し、被告は、代金支払を条件として、ディンプル社が指定するものに対し所有権を直接移転する旨の記載があった。これらの約定に従って、百合丘職舎について、同年11月27日売買を原因として、被告からクリエイト西武に対し、ディンプル社から被告に対する代金支払と引き換えに所有権移転登記がされたものであった。

クリエイト西武は、不動産売買及びリノベーション事業を手掛けている会社であり、百合丘職舎については、リノベーションを行った場合、収益還元法によれば3億3800万円程度まで増価できるなどと試算し、リノベーション費用を5000万円とする工事業者の見積書を取得するなどしていた。(甲15, 16, 38の1～5, 乙19p26, 乙64, 65, 75～83)

イ 平成28年5月27日、クリエイト西武は、百合丘職舎を、リノベーションをしないまま、売主は瑕疵担保責任を負わないとの約束で売却し、同日売買を原因として大手不動産業者の中央住宅に移転登記手続をした。クリエイト西武から中央住宅が買い受けた価格は、3億0500万円であり、売買は同年4月28日に成立した。(甲15, 16, 69の1・2, 弁論の全趣旨(被告準備書面6p9))

ウ 平成28年4月14日、被告は、東京都渋谷区代々木4丁目のマンションの居室(以下「代々木4丁目居室」という。)を購入した。代々木4丁目居室は、被告の事務所の徒歩圏内に所在しており、大地震などが起きた際に被告の事務所に幹部職員が出勤できるようにするため、職舎として約7260万円で購入したものであった。

代々木4丁目居室には、小野部長の後任として総務部長に同年2月20日就任した眞田部長が入居した。なお、小野部長は、同月19日被告を退職して宇佐神宮の宮司に就任した。(甲39, 40, 49, 50, 乙36の2, 乙58, 62, 証人小野p2, 証人眞田p5)

**(7) 松山理事による本件売買に関する発言及びその後の投稿など**

ア 平成28年5月23日の役員会において、東京大神宮の宮司である松山理事は、「百合丘職舎は簿価で7億6000万円であるが、平成27年11月27日に1億8400万円で被告が売却した日に、別の会社(判決注:クリエイト西武を指す。)が3億円の抵当権を設定してこれを買っている事実があり、理事として、本件売買に賛成したことにより、被告に損害を与えてしまい申し訳ない。」などといった発言をした。また、これに続き、他の理事が、「全国からの浄財でつくられた被告の資産をいかに減らさないかという問題であり、3億円の価値があったものを1億8000万円で売ってしまったことについて評議員会で調査結果を報告する必要がある。」旨の意見を述べた。(乙56)

イ 平成28年5月23日、神社関係者である熊懷隆三氏(以下「熊懷氏」という。)は、我が国の神社関係者の多くが参加する Facebook の「神社オンラインネットワーク連盟」(以下「神社ネット」という。)のリンクにおいて、「真剣に考えよう 本庁不動産売却の疑問」と題する投稿を行った。同投稿には、百合丘職舎の土地の路線価は2億8719万円であり1億8000万円という売値は異常に安いこと、百合丘職舎の登記簿上、買主により極度額3億円の根抵当権が設定されていること、登記簿上の買主が評議員会で名前が挙がっていない他の会社(クリエイト西武)になっていること、ディンプル社はメディアミックス社と同じ所在地にあり、同じ社長であること、メディアミックス社は季刊誌「皇室」の販売者であることが記載されていた。これに対し、他の者から、路線価は実勢価格とは異なるのが当然であるとの投稿がされたが、他方で、根抵当権の極度額は、銀行が、対象不動産を競売に付しても回収できると判断した金額であるとの投稿や、親子でこのような取引をすると常識額との差額は贈与とみなされるのではないかとの投稿や、極度額と不動産の評価の関係は銀行に聞いた方が早いとの投稿や、一般的に考えて1億円はどこかに流れているのは間違いないという投稿などが次々と掲載された。(19)

ウ 平成28年5月26日の定例評議員会において、出席した評議員の一人が、インターネットで様々な情報が流れているため確認したいとして、本件売買の売却価格の根拠を示してもらいたい旨の質問をした。これに答え、木田部長は、不動産鑑定書では1億7500万円という評価であり、他の不動産専門会社の作成した価格調査書等も総合的に検討した結果、ディンプル社の提示価格は適正の範囲内であると判断したことや購入時期が昭和62年であり、神奈川県平均住宅地価はその39%~41%に低下しており、これを購入価格に乗じると1億4千数百万円となることや、当該地は傾斜地で進入路の入口が狭小で横に水路があり湿気が多いことや、平成26年には川崎市の土砂災害警戒地域に土地の一部が含まれるなどマイナス要因があることなどを説明したが、上記不動産鑑定書や価格調査書等の具体的資料を示したり、その具体的な内容を説明したりすることはなかった。これに対し、質問をした評議員は、百合丘職舎はバブル期に購入したものであるから値下がりするのは当然であるが、東京オリンピックが4年後に計画されており、首都圏の不動産の価額は有望な時期ではないかと思われ、慎重にや

ればもう少し高く売れたという気がするなどの意見を述べた。(乙58)

なお、百合丘職舎の土地の公示地価は、被告が購入した昭和62年は23万円/㎡、翌年の昭和63年は52万円/㎡(この値がここ40年の最高値)であったものが、被告が売却した平成27年には20万2000円/㎡(昭和62年比87.8%、昭和63年比38.8%)となっていた(乙109)。

エ 平成28年6月頃、被告の総長及び役員に対し、「神社本庁役員の疑惑について」と題する文書(以下「匿名文書1」という。)が神職と称する匿名の者から送付された。同手紙には、前記イの神社ネットの熊懐氏の投稿の写しが添付され、重大な資産である百合丘職舎の売却について役員会で十分な議論がなされたのかとの疑問を呈し、被告の役員らの軽率さを非難する内容が記載されていた。(甲20、弁論の全趣旨)

オ 平成28年8月頃、被告の役員や評議員らに対し、「神社本庁百合丘職舎売却に関わる問題点を共有し、神社本庁及び神社界の正常化の第一歩に!」と題する文書(以下「匿名文書2」という。)が、一神職と称する匿名の者から送付された。この文書には、百合丘職舎売却前の被告の基本財産目録、百合丘職舎の不動産登記簿謄本並びにディンプル社及びメディアミックス社の各登記事項証明書の各写しが添付されていた。また、匿名文書2は、百合丘職舎の根抵当権の設定及び転売の状況によれば、八千代銀行は3億円以上の価値があると認めていたといえること、短期間に2度も転売されており劣悪物件といえるのか疑問であること、評議員会の百合丘職舎の売却の議案に、買主の代表者の氏名(高橋社長)が記載されていないのは意図的なものである可能性があること、売却価格が適正なのか疑問であることなどが記載され、被告の正常化のために行動をとることを促す内容であった。(甲21、弁論の全趣旨)

カ 平成28年10月14日の定例評議員会において、評議員の一人が、本件売買につき、入札はできなかったのか旨の質問をしたため、当時の財政部長である木田部長は、入札に時間がかかったり、入札後に常務理事会、役員会及び評議員会で議決をしている間に買主が翻意したりといった時間的制約等のため、随意契約とした旨回答した。質問した評議員は、時間的な制約があるという認識には納得し難く、別の相手を探すと何か考えられなかったのかなどとの意見を述べた。(乙59)

## (8) 原告稲による本件文書の作成交付、関与の否認など

ア 原告稲は、平成28年12月頃、本件文書を作成し、同月10日、熱田神宮宮司である小串副総長に対し、自ら作成した本件文書(別紙1)を交付し、本件文書に記載した疑惑について説明するなどした。また、原告稲は、同月13日、静岡県神社庁長であり、浅間神社宮司であった櫻井理事に対し、本件文書を交付し、その内容を説明するなどした。(作成及び交付は、原告稲と被告との間で争いが無い。その余の事実について、甲84p13)

イ 櫻井理事は、平成28年12月、静岡県の秋葉山本宮秋葉神社例祭の直会において、参加していた被告評議員会議長である中山高嶺氏(以下「中山議長」という。)に対し、原告稲の肩書・氏名の部分を墨消しにした本件文書のコピー(以下「本件文書(匿名化版)」という。)を交付した。

中山議長は、本件文書(匿名化版)を見て、被告幹部職員に伝達する必要があると感じ、秘書部長の原田部長に対し連絡し、同月20日、被告事務所へファックス送信した。(乙4、104)

ウ 原田部長は、本件文書(匿名化版)に部長会での出来事などが記載されていることから作成者は被告の部長の誰かであると考え、平成28年12月26日、部長全員を招集し、本件文書(匿名化版)を示して、その作成に関与した者はいないか確認したところ、原告稲を含めた全員が関与を否定した。同日、渉外部長の小間澤部長は、「わたしたちの皇室」の創刊を担当したなどと原告稲の経歴と符合する記述

があることから、作成者は原告稲ではないかと思ひ、原告稲を呼び出して、原告稲が本件文書を作成したのではないかと問いただしたが、原告稲はこれを否定した。(本件文書への関与を原告稲が否定したことは、原告稲と被告との間で争いが無い。その他につき、乙104, 106, 証人原田)

#### (9) 本件文書(匿名化版)及び疑惑を主張する匿名文書などの流布の状況

ア 平成29年2月23日頃、本件文書(匿名化版)の一部をさらに抹消した文書が、被告、少なくとも8つの県神社庁、石清水八幡宮などの各地の神社に郵送された(乙5の1・2, 弁論の全趣旨)。

同年3月1日、熊懷氏は、神社ネットに、本件文書(匿名化版)が神社ネット宛てに送られてきたとして、その固有名詞などを抹消した文書を掲載し、ぜひ読んでくださいなどと投稿した(乙6, 弁論の全趣旨)。

同月13日、「マスコミの皆さまへ」と題する文書と本件文書(匿名化版)を加工した文書などが、扶桑社が刊行する「週間SPA!」編集部に対し、送付された(乙17の1・2)。

イ 前記アのほか、平成29年1月21日頃から5月頃にかけて、被告、田中総長、原田部長、神社などを宛先として、百合丘職舎が不当廉売されたと主張する匿名の文書が少なくとも10種類以上送付された。これらの文書は、田中総長及び打田会長とディンプル社との癒着により、百合丘職舎がディンプル社に対し不当に安い価格で売却されたことを主張し、また、小野部長、眞田部長、木田部長又は牛尾課長につき、実名やイニシアルや役職などで特定した上、不当廉売への加担を主張し、この功績により、被告内や被告が包括する神社で良い地位を得たり、代々木4丁目の居室に入居が可能となったりしたなどと主張する文書であった。(乙7~16, 18, 枝番を含む。弁論の全趣旨(被告準備書面2p21))

#### (10) 百合丘職舎の建物の瑕疵の発覚

中央住宅は、前記(6)イのとおり、クリエイト西武から百合丘職舎を譲り受けた後、建物のリノベーション工事に着手したところ、当初の建築時の施工の不良による構造上の瑕疵が多数あることが判明し、リノベーションを行うことができなかった。そこで、中央住宅は、工事を取りやめ、平成29年11月20日、アートランド株式会社(以下「アートランド」という。)に対し、百合丘職舎を1億8000万円で売却した。平成30年2月9日、百合丘職舎の建物は、アートランドの費用負担により取り壊された。アートランドは、更地となった百合丘職舎の土地にワンルームの分譲用共用住宅を建築した。

中央住宅は、百合丘職舎の建物の瑕疵についてクリエイト西武に苦情を伝えたが、売主は瑕疵担保責任を負わない約束となっていたため、クリエイト西武は取り合わなかった。(乙66, 68, 69, 84, 114, 弁論の全趣旨(被告第6準備書面p9))。

#### (11) 原告瀬尾による面談記録作成や部長会での発言など

ア 平成29年2月16日、高橋社長及び石津取締役は、被告を訪問し、原告瀬尾及び木田部長が応対した。高橋社長は、原告瀬尾及び木田部長に対し、中央住宅が、百合丘職舎の建物のリノベーション工事に着手したところ、建物に手のつけようもない瑕疵があることが判明したこと、中央住宅から、ディンプル社に対し、被告が瑕疵を知ってこれを売却したのか確認するよう依頼されたこと、被告とディンプル社との百合丘職舎の売買は随意契約ではないので、神社ネットにそのように書かれていることについて、訂正をしてほしいことなどを述べた。

高橋社長及び石津取締役は、平成29年3月10日にも被告を訪問し、木田部長及び原告瀬尾が応対し、高橋社長は、百合丘職舎は瑕疵物件であること、3億円の価値はないこと、被告との売買は随意契約ではないと考えられること、これらを全国の神社に説明してほしいことなどを述べた。

原告瀬尾は、これらの訪問時の会話を録音し、高橋社長の発言などを記録した文書(交付文書e)を

作成した。(甲83, 乙29の1・2, 乙34の1・2)

イ 平成29年3月1日の被告の部長会において、前記(9)のような匿名の文書が横行している状況から、被告としても、本件売買について事実を確認しなければならない旨の協議を行っていた際、原告瀬尾は、「①ディンプル社の高橋社長が怒っていると牛尾課長から伝えられた」「②ディンプルに売らなければならない理由があった。」「③田中総長からディンプルの高橋さんに任せたらいいというメッセージがあった。」旨発言し、また、百合丘職舎売却に当たり相見積もりは取らなかったのかという質問に対し、「④(相見積もりは)取っていない。ディンプル恐いから。」旨の各発言(瀬尾発言①～④)を行った。原告瀬尾が、部長会において、「田中総長及び牛尾課長から、原告瀬尾に対し、百合丘職舎をディンプル社へ売却するよう示唆があった。」旨を言いだしたのは、このときが初めてであった。同日の部長会終了後、瀬尾発言①について、牛尾課長は、立腹した様子で、原告瀬尾や眞田部長に対し、「高橋社長とは会話していないから、私がそう言ったはずはない。」「打田会長から電話が掛かってきたか、もしくは誰かに言われて、怒っているという話を伝えたかもしれない。」旨述べた。

同日の部長会において、原告瀬尾は、百合丘職舎の売却について、担当者として事実関係を時系列で明らかにするよう求められたため、「百合丘職舎売却に至る記録」と題する文書(以下「瀬尾文書1」という。)を作成し、同年3月9日に全部長が集まった会議で提出した。瀬尾文書1には、原告瀬尾が、平成27年3月18日、常務理事会で、不動産業者・銀行の仲介案を提案し反対がなかったこと、その後の同月、小野部長から、銀行等が仲介する方法では売却時期及び価格が決定できず、役員会及び評議員会に諮れないとの指摘を受けたこと、同月、小串副総長に相談したこと、同月、田中総長に相談したところ、実績のあるディンプル社に声をかけるよう助言がされたこと、同月、牛尾課長から、ディンプル社の高橋社長が怒っているとの伝言を受けたこと、同年4月7日、部長会を経て常務理事会で、仲介案を取り下げ、不動産業者宛での直接売却案を提案し、反対がなかったことが記載されていた。

平成29年3月9日の会議の席で、原告瀬尾が、瀬尾発言①及び同月1日の部長会の際の牛尾課長の前記発言について説明した際、眞田部長は、「この間、(同月1日の部長会が)終わった後に、牛尾が、言っていましたよね。かなり立腹して言っていましたから。『高橋はしゃべっていない。』って。『だから、私がそう言ったはずはない。』と書いていたけれども、『打田さんから掛かってきたか、もしくは誰かに言われて、怒っているという話を伝えたかもしれない。』という話だったと思うんです。この間は。」と発言し、原告瀬尾も、牛尾課長から「打田さんから言われた。」「高橋さんとは全然しゃべっていない。」と聞いた旨を述べた。

(瀬尾発言①～④は原告瀬尾と被告との間で争いが無い。その他について、甲34p7, 35の1・2, 乙42。なお、牛尾課長は、その陳述書(乙107)において、被控訴人瀬尾に対して「高橋社長が怒っている」とは言っていない旨を述べ、平成29年3月1日の部長会終了後に、牛尾課長が、被控訴人瀬尾及び眞田部長に対して「打田会長から電話が掛かってきたか、もしくは誰かに言われて(高橋社長が)怒っているという話を伝えたかもしれない。」旨を述べたときの上記認定事実と矛盾する供述をする。しかし、同月9日の部長会での各発言を録音反訳した記録(甲34)によれば、眞田部長が、同月1日の部長会終了後に牛尾課長による上記発言があったことを認める発言をしており、その発言の信用性に疑問を差し挟む事情もうかがわれないことからすれば、牛尾課長による上記発言を認めることができ、これと矛盾する牛尾課長の供述は採用することができない)

ウ 平成29年3月13日、被告の役員会において、前記(9)の匿名文書や神社ネットの記事などで本件売買について疑惑が指摘されていることを受け、本件売買の価格などが適正であったかどうかなどについて、調査委員会を設置し、調査を行うこと、委員の選任は小串副総長に一任することが決定した。同年5月15日、小串副総長の主導の下、被告は、元文部事務次官で被告の理事である國分正明氏を委員長、元最高裁判所司法研修所刑事弁護教官である横溝高至弁護士及び同弁護士と同じ弁護士事務所に勤務する上田美帆弁護士の3名を委員とする調査委員会を設置し、百合丘職舎売却の妥当性などについて調査を依頼した。(乙19, 52)

## (12) 原告稲による阿部警部補への文書交付とその発覚

ア 原告稲は、平成29年3月8日及び18日頃、警視庁公安第三課に勤務する警察官で、原告稲と歌会などで交流がある知人の阿部警部補に対し、交付文書 a～ j (そのうち交付文書 a は別紙2, 交付文書 j は別紙3)を交付し、被告の百合丘職舎売却にかかる背任疑惑について相談した。また、原告稲は、神職関係者である身内の人物に対し、数通の匿名の文書を交付した。(阿部警部補に対する交付文書 a～ j の交付は原告稲と被告との間で争いがない。その余につき、甲82p19, 乙26p12～13, 乙37の3)

イ 原告らは、平成28年5月の役員会での松山理事の発言の後、百合丘職舎の売却について情報交換をするようになった。原告らは、松山理事の発言などを契機として、百合丘職舎などの不動産登記簿謄本及び登記事項証明書の写真を読み、被告からクリエイト西武への移転登記がされていること、クリエイト西武が八千代銀行に対し極度額3億円の根抵当権を設定していること、青山職舎及び中野職舎についてもディンプル社が買い受けて即日転売していること、ディンプル社の代表者が、雑誌「皇室」の定期購読者向け販売を事業としているメディアミックス社の代表者と同じく高橋社長であることなどを知った。

また、原告稲は、原告瀬尾から、関鑑定書はディンプル社の石津取締役が持参したものであること、1億8400万円より高額の価額を付けた評価書(日税不動産評価書など)があったこと、小野部長及び田中総長から百合丘職舎をディンプル社へ売却するよう示唆がされたことなどを聴き、交付文書 e の提供を受けた。また、登記簿謄本及びインターネットサイトから、緒形始氏と緒形憲治氏及び稲川会中村一家の中村銅市氏の関係を知った。

原告稲は、以上のような情報に基づき、本件文書、交付文書 a 及び交付文書 j を作成したものであった。(甲83p4, 乙37の2p14・15, 乙37の3p1・2, 原告稲本人)

ウ 原告稲は、阿部警部補とは別の警視庁公安三課所属の警部補から問い合わせを受け、平成29年4月、同人にも相談を行ったところ、同人は、原田部長らに対し、交付文書 a～ j の写しなどを交付し、被告の職員からそれらの文書を受け取り、相談を受けたことなどの情報を伝達した。原田部長らは、交付文書 a に作成者として被控訴人稲の当時の役職名の記載がのこされていたことから、相談したという職員が原告稲であることを理解した。

同月17日、原田部長から問いただされた原告稲は、原田部長及び田中総長に対し、本件文書を作成して理事らに交付した事実、阿部警部補に対して交付文書 a～ j を交付した事実を認めた。(乙24, 37の3, 乙104)

エ 平成29年4月26日、原告瀬尾は、瀬尾文書1や交付文書 e などに関し、秘書部長である原田部長から、呼出しを受け、原田部長及び田中総長から、事実関係を確認された。

原告瀬尾は、同月29日、昭和の日をお祝いする集いの終了後の懇親会において、部下である教化課

員の面前で、「田中総長及び秘書部長から百合丘職舎売却に関する件で尋問を受けている。」旨発言し、自分から原田部長に宛てた「同年5月1日に予定された呼出しには応じない。」旨のメール内容及び秘書部長からの自分への返信メールを課員に見せた上、「総長は稀代の大馬鹿者だ。」旨の発言をした。この発言は、発言を聞いた者からの伝達により、被告の原田部長及び田中総長の知るところとなった。(原告瀬尾の前記発言については、原告瀬尾と被告との間に争いが無い。その余は、甲83p7・8、乙27、28、99の1・2、弁論の全趣旨)

オ 原告瀬尾は、平成29年5月25日、調査委員会の委員長宛てに、同日付け陳述書(以下「瀬尾文書2」という。)を提出した。瀬尾文書2には、ディンプル社に対する直接売却の方針を取った経緯として、銀行や不動産業者の仲介により買い手を探す方針を部長会及び常務理事会で説明した後、その方向で準備を進めていたところ、平成27年3月、小野部長に呼び出され、「銀行や不動産屋が仲介する方法では、2、3年先になることも考えられ、売却時期や価格が決定できないと役員会・評議員会に諮れないので、別の方法を考えるように。」旨の指示を受けたこと、部長会及び常務理事会で了承された方針を変更するのであれば、総長、副総長及び常務理事の了解を得ておく必要があると考えたこと、小串副総長に相談した後、田中総長に相談すると、ディンプル社の高橋社長に任せておけばよい旨言われたこと、その後、財政部室で、牛尾課長から、「ディンプル社の高橋社長が怒っている。早くしてくださいよ。」と言われたこと、そこで同年4月1日の部長会において、ディンプル社への直接売却案を提案したことなどが記載されていた。(乙37の2)

#### (13) 本件調査報告書の提出

調査委員会は、平成29年7月19日、被告に対し、本件調査報告書を提出した。田中総長は、同年8月1日、全国の都道府県神社庁長に宛てて、本件調査報告書の要旨を送付した。

本件調査報告書は、百合丘職舎は売却の必要性があったこと、競争入札に付することが不可能な状況にあったこと、評議員会は全国から168名の評議員が集結する会議体であり、定例の評議員会での議決の取得を優先課題としてディンプル社への売却を選択したことは不当とはいえないこと、本件合意書による中間省略登記には不動産登記法上の問題はないこと、関鑑定書の評価額は原価法及び収益還元法に基づくもので疑念はないこと、平成27年当時、金融庁の金融円滑化政策に基づき柔軟な信用供与が行われており、根抵当権の極度額が3億円であるからといって百合丘職舎の価額が3億円であると断定することはできないこと、評議員会の議決の取得を優先する意識や前例・慣例を重視する態度が原因で、透明性に欠ける結果となったこと、役員会における財政部の説明や資料の作成には課題があることなどを報告し、基本財産売却についての競争入札方法の具体化や、内部通報制度の実施などを提言するものであった。(甲25、719)

#### (14) 原告らに対する自宅待機命令、弁解聴取及び本件処分

ア 被告は、平成29年7月24日、原告らに対し、自宅待機を命じた。

原告瀬尾は、自宅待機中、同年8月7日付けで、田中総長に宛てて、前記の自宅待機に根拠規定や前例があるか問いただす内容の質問状を送付した。

原告稲は、自宅待機中、同月10日付け及び同月14日付けで、田中総長に宛てて、それぞれ質問状を送付した。前者には自宅待機の理由を文書で示してほしいこと、本件文書を怪文書と判断した理由を具体的に説明してほしいことなどが記載されていた。後者には、自宅待機は無効ではないかなどのが記載されていた。(質問状の送付について争いが無い。その余につき甲7の1・2、甲8)

イ 被告秘書部長の原田部長は、平成29年8月7日、原告稲に対し、①本件文書を作成したこと、これを

関係者に交付したこと、②同年4月17日より前に、原田部長に対し、本件文書を作成したか問われて否定したこと、③本件文書が匿名の文書に利用されて神社界に混乱が拡大したこと、④幹部職員であるのに外の組織に対し内部情報を漏洩し、実名を挙げて被告の関係者を誹謗中傷したことについて、同月10日に弁解を聴取するので、その前に始末書を被告に提出するよう求めた。原告稲は、同日、被告に対し、①百合丘職舎の売却は役職員が絡んだ背任行為であると今でも確信していること、本件文書は自分の思いを率直に綴り、役員に交付したもので、不特定多数人に見てもらおうための文書ではないこと、②不正行為を隠蔽している側に本件文書が漏れたが、匿名化されていたことから逃げ切ろうとして関与を否定したこと、③その他の匿名文書については関与していないこと、組織のトップらが関与する不正行為であることから、知り合いの警部補に対応方法などを相談したことなどを記載した文書を提出し、弁明の場においても、田中総長や原田部長らに対し、そのような内容の意見を述べた。(乙22の1・2, 乙23)

ウ 原田部長は、平成29年8月7日、原告瀬尾に対し、①百合丘職舎の売却について、担当部長として自ら判断して常務理事会等の公の会議で説明し、決定されたにもかかわらず、無責任にそれまでの発言や行動を翻し、百合丘職舎売却は他者に急かされて行ったもので問題があった旨の発言をしたこと、②平成29年2月16日及び同年3月10日のディンプル社との面談記録を担当外である原告稲に交付し、外部に漏洩したこと、③原田部長の事実確認の後、部長職であるのに、事情を知らない複数の職員に対し、その内容を話し、役員を侮辱する暴言を行ったことなどについて、同月10日に弁解を聴取するので、その前に始末書を被告に提出するよう求めた。原告瀬尾は、同日、被告に対し、①百合丘職舎の売却は、自分が進めたものであることは認めるが、その契機は牛尾課長の発言であり、その発言は打田会長の指示によるものであること、②ディンプル社との面談の記録は自分の所有物であり、漏洩に当たらないこと、③百合丘職舎の売却について問題解決のため多くの課員と情報共有してきたものであり、役員の評価を伝えた失礼な発言はお詫びするが、自分の発言を密告する職場環境は正常とは言えないなどと記載した文書を提出し、弁明の場においても、田中総長や原田部長らに対し、そのような内容の意見を述べた。(乙20の1・2, 乙21)

エ 平成29年8月25日、被告は、原告稲に対し本件解雇を、原告瀬尾に対し本件処分をそれぞれ行った。

オ 日吉神社の宮司などの神職らは、令和2年6月、百合丘職舎の売却に関し、田中総長を背任で告発したが、同年9月4日、東京地方検察庁は不起訴処分とした(乙116の1・2, 乙117の1)。

---

## 2 争点 (1) — 原告稲に対する本件解雇の有効性

---

### (1) 解雇理由1について

#### ア 解雇理由1に係る行為があること

原告稲は、平成28年12月頃、本件文書を作成し、同月10日、熱田神宮宮司である小串副総長に対し、同月13日、静岡県神社庁長・浅間神社宮司である櫻井理事に対し、それぞれ本件文書を交付した(1(8)ア)。そして、平成29年2月から3月頃にかけて、本件文書の作成者の氏名などを墨消した文書が都道府県神社庁などの関係者に送付されたり、神社ネットに掲載されたり、一部のマスコミに送付されたりしたことが認められる(1(9)ア)。



## イ 解雇理由1に係る行為が被告の信用を毀損するなどの行為であること

本件文書(別紙1)は、「撒一己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求める」と題し、末尾には「神社本庁の役員及び関係の役職をつとめてをられる諸先輩方！そして職員有志の諸君！今こそ共に立ち上がり行動しよう！」「まづ決起して、本庁に巣くう疑惑の当事者どもを一掃するのだ。そして人事を一新し、神社本庁の正常化のために、共に力を合わせて進んでゆかうではないか！そのために今こそ渾身の勇気を奮ふのだ。神社本庁職員 稲貴夫」と記載した文書であり、作成者である原告稲から、被告の役員、職員及び関係者に対し、被告の組織内の疑惑の当事者を一掃し、人事を一新するよう呼び掛けるものである。被控訴人稲は、控訴人の理事2名のみに対し本件文書を交付したものであるが、その内容は、上記のとおり、控訴人の関係者ら全般に向けて人事の一新等のために行動を起こすことを呼び掛けるものであり、また、上記交付に当たり被控訴人稲が理事2名に対し本件文書の秘匿を特に依頼した事実もうかがわれなことからすれば、被控訴人稲としては、交付した理事2名を起点として、本件文書の記載内容に理解を示す可能性のある控訴人の理事等の関係者らに本件文書が交付される事態が生じることを全く想定していなかったとは考え難く、むしろ、そのような事態が生じ得ることを認識し、これを容認する意図の下で本件文書を理事らに交付したものと認めることが相当である。そして、その結果として、本件文書の作成者部分が墨消しされた本件文書(匿名化版)が、控訴人の事務所、少なくとも8つの県神社庁、石清水八幡宮等の神社のほか、マスコミの一部にも郵送され、控訴人の包括する神社の関係者が閲覧するSNSである神社ネットに掲載されるなどしているところ(19ア)、これら事態に被控訴人稲自身に関与した事実は認められないものの、被控訴人稲の上記認識・意図等に鑑みれば、それが被控訴人稲の意思に反するものであったとは認め難く、結果的にこれらの事態が生じたことについての責任の一端が被控訴人稲になることは否定できないというべきである。

そして、本件文書を、一般読者の注意及び読み方を基準として見ると、「百合丘職舎売却が役職員(元職員を含む。)の絡んだ背任行為であることは明白である。」「今だに『皇室』誌は、『土地ころがし』ディンプルの関連会社であるメディアミックス社を通じて販売されてある。」「そして何よりも神社本庁田中総長は異例の三選を果たし、疑惑の張本人である打田氏は、その直後に神道政治連盟の会長に就任してある。」との記載は、ディンプル社が土地の転売を繰り返して利益を得る事業者であり、本件売買は、被告の役職員が関与した背任行為である事実を摘示し、背任行為には打田会長が中心となって関与し、田中総長も関与しているとの印象を与えるものである。本件文書の「更には驚くべきことに、背任行為に加担したことが明らかな現眞田総務部長及び牛尾総務課長の両名は、自らの保身を目的として、また恐らくは職舎疑惑の責任を当時の財政部長であり現教化広報部長である瀬尾参事に負わせることを意図し、全く関係のない過疎地域神社対策と絡めて瀬尾参事に全責任を転嫁しようと、日々根拠のない叱責を瀬尾部長に加えてある。断じて許すことはできない。神道人としては勿論、人間として許すことはできない。」との記載は、本件売買に係る背任行為には、眞田部長及び牛尾課長が加担している事実、両名がその責任を原告瀬尾に負わせようとして原告瀬尾に根拠がない叱責をしている事実を摘示するものである。本件文書の「そしてこの眞田・牛尾両名を陰で操ってゐる者こそ万死に値するであらう。」との記載は、眞田部長及び牛尾課長に指示し、背任行為に加担させ、原告瀬尾に責任を負わせようとしている者がいることを摘示するものである。

したがって、原告稲が、理事2名に本件文書を交付した行為は、本件文書が関係者らに交付される事態が生じ得ることを認識し、これを容認した上で、その中で被告事務所内に本部を置き被告の職員

がその業務を兼務する政治団体の会長である打田会長及び被告の代表者である田中総長が、本件売買に関して背任行為を行ったとの事実、被告の幹部職員である眞田部長及び牛尾課長が、この背任行為に加担し、これを隠匿するために原告瀬尾に根拠のない叱責を加えているとの事実をそれぞれ摘示し、結果として、本件文書が多数の関係者らに交付される事態を招き、これによって打田会長、田中総長、眞田部長及び牛尾課長の社会的評価を低下させたものといえるから、これらの者の名誉を毀損するものであると同時に、被告の信用を毀損し、被告の組織における秩序を乱す行為であると認められる。

他方、本件文書の「当時の小野総務部長；眞田秘書部長の瀬尾財政部長に対する『早く売れ、何をしてるんだ！』の大合唱」があった旨の記載は、小野部長及び眞田部長が、原告瀬尾に対し、百合丘職舎の売却を早く進めるよう急がせたとの印象を与えるものであるが、直ちに、両名が背任行為に加担したとの印象を与えるものとはいえないから、社会的評価を低下させる事実の摘示であるとはいえない。

以上から、解雇理由1に係る行為は、前記に記載した限りにおいて、庁内の秩序を保持する義務(就業規則4条)に反したものとして就業規則67条1号及び3号、就業規則67条2号「社会的規範にもとる行為のあったとき」、5号の「本庁の信用を傷つける行為のあったとき」に、それぞれ外形的に該当する行為であるといえる。また、原告稲は、被告の神職であるから、神職懲戒規程の適用があると解されるところ、神職懲戒規程細則3条2号ハ及びニにも該当するから、この点でも就業規則67条1号の懲戒事由に外形的に該当する。（下線、傍点は当会において付した。以下同様。）

#### ウ 解雇理由1に係る行為に対する懲戒の有効性については公益通報者保護法の趣旨に照らした検討が必要であること

他方で、解雇理由1に係る行為は、労働者が、その労務提供先である使用者の代表者、使用者の幹部職員及び使用者の関係団体の代表者の共謀による背任行為という刑法に該当する犯罪行為の事実、つまり公益通報者保護法（令和2年法律第51号による改正前のもの。以下同じ。）2条3項1号別表1号に該当する通報対象事実を、被告の理事及び関係者らに対し伝達する行為であるから、その懲戒事由該当性及び違法性の存否、程度を判断するに際しては、公益通報者保護法による公益通報者の保護規定の適用及びその趣旨を考慮する必要がある。公益通報者保護法は、労働者による労務提供先の役員、従業員等についての法令違反行為の通報が、国民の生命・身体・財産その他利益の保護に関する法令の遵守を促し、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するものであることから、労働者が公益通報をしたことを理由とする解雇の無効等を定めることにより、労働者の公益通報の機会を保障し、もって、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする法であり（同法1条）、公益通報をしたことを理由としてされた解雇の無効（同法3条）及び降格、減給などの不利益取扱いの禁止（同法5条1項）の定めは、これを具体化した規定であり、その趣旨は、労働契約法15条に定める使用者の懲戒処分が懲戒権の濫用として無効となるかという判断においても、考慮されるべきものである（同法6条3項参照）からである。

そして、公益通報者保護法は、労働者が、㉞「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく」、㉟「労務提供先の「役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じている旨を」、㊱「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者(当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

がある者を除く。)に通報すること」は、公益通報に当たり(同法2条1項1号)、㊥「通報対象事実が生じ又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり」、㊦「当該労務提供先等に対する公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある」など同法3条3号のイ～ホのいずれかに該当する場合には、公益通報をしたことを理由とする解雇は無効となるとし、また、公益通報をしたことを理由とする降格、減給その他不利益な取扱いは禁止されるとする(同法3条3号、5条1項)。

これらの規定の内容、及び、公益通報者を保護して公益通報の機会を保障することが国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資するとの当該規定の趣旨に鑑みると、労働者が、労務提供先である使用者の役員、従業員等による法令違反行為の通報を行った場合、通報内容の真実性を証明して初めて懲戒から免責されるとすることは相当とはいえず、①通報内容が真実であるか、又は真実と信じるに足りる相当な理由があり、②通報目的が、不正な利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、③通報の手段方法が相当である場合には、当該行為が被告の信用を毀損し、組織の秩序を乱すものであったとしても、懲戒事由に該当せず又は該当しても違法性が阻却されることとなり、また、①～③の全てを満たさず懲戒事由に該当する場合であっても、①～③の成否を検討する際に考慮した事情に照らして、選択された懲戒処分が重すぎるといえるときは、労働契約法15条にいう客観的合理的な理由がなく、社会通念上相当性を欠くため、懲戒処分は無効となると解すべきである。

## エ 本件文書の真実性及び真実相当性

そこで、本件文書が摘示した前記イの各事実が、①真実であるか、又は真実と信じるに足りる相当な理由があるといえるか、検討する。

### (ア) 売却の方針に任務違背は認められないこと

百合丘職舎を売却する方針は、被告の役員会及び常務理事会において、百合丘職舎が、老朽化し、遠距離に位置して大規模地震下で職員が事務所に駆け付けることができず、危機管理面からその役割を果たしておらず、年間400万円～500万円の支出超過であることから売却を行うことが相当である旨報告されて、決定したものであるところ(1(5)イウキ)、その裏付けとなった百合丘職舎の収支や大規模地震下での出勤可能性の検討には(1(5)イウ)特別に不合理な点は見受けられない。また、平成27年1月の部長会において、小野部長及び眞田部長が、原告瀬尾に対し、百合丘職舎の売却の時期を明確にすべきこと、平成27年度中に売却するよう求めたことについても(1(5)オ)、特別に不合理とはいえない。加えて、眞田部長が、平成28年3月10日、役務職舎基本方針を策定したこと(乙61、弁論の全趣旨)についても、問題があることは窺えない。

したがって、百合丘職舎を早期に売却するとの方針について、任務違背などの問題があるとは認め難い。

### (イ) 随意契約としたことに任務違背はないこと

被告の財務規程によれば、被告が基本財産である不動産を売却するには競争入札によるのが原則とされているが、競争入札に付することが不可能な場合については随意契約によることも許容されており(1(1)ウ)、被告には競争入札の運用規程がなく、過去の不動産の売却に際し競争入札を行った事例もなく(乙19p37)、百合丘職舎の売却に際しても、被告の部長らは、銀行又は不動産業者に仲介を依頼したり複数社から見積書を取ったりして、売却先を決定して売却する方法(これも随意契約の一種である。)などを検討していたが、競争入札によるべきであるとの意見を述べた者はい

なかった(1(5)エ〜ク)。このような被告の実情に照らせば、競争入札によることなく随意契約の方法をとったことについて、任務違背などの問題があるとは評価し難い。

(ウ) 本件売買の価格は一般的な取引価額より低額であることが疑われ、かつ、代金決済の方法が買主に有利であること

本件売買の価格は1億8000万円(税抜)であるところ、価格の根拠となった関鑑定書(評価額1億7500万円)は、買主のディンプル社が不動産鑑定士に依頼して作成させ、被告に提出したものであり(1(5)コ)、中立のものとはいえなかったこと、平成27年当時、三井住友信託銀行は、百合丘職舎について、リノベーション前提であるが、2億2900万円〜2億4100万円との評価書(三井住友信託銀行評価書)を提出していたこと(1(5)コ)、平成27年当時、日税不動産は、百合丘職舎について、現地見分をしていない簡易な評価であるが、2億2560万円〜2億5550万円とする評価書(日税不動産評価書)を提出し、本件売買の価格より4500万円以上高額な評価をしていたこと(1(5)コ)、本件売買から1箇月以内に別の買い手(クリエイト西武)が現れて転売が成立したこと(1(6)ア)、クリエイト西武が八千代銀行のため百合丘職舎に設定した根抵当権の極度額は3億円とされており、これについては、八千代銀行が百合丘職舎の担保価値を3億円(本件売買の価格より1億2000万円高額である。)と評価していたとの見方もあり得ること(1(6)ア)、本件売買の約7箇月後には、クリエイト西武から百合丘職舎を購入する別の買い手(大手不動産業者の中央住宅)が現れて売買が成立したこと(1(6)イ)、本件文書作成後に判明したことであるが、クリエイト西武の購入価格は本件売買の価格より3240万円高額な2億1240万円(1(6)ア)、中央住宅の購入価格は本件売買の価格より1億2500万円高額な3億0500万円であり(1(6)イ)、建物に構造上の瑕疵が判明したため建物を取り壊し、土地のみに価値をおいて購入したアートランドの購入価格ですら本件売買の価格と同じ1億8000万円であったこと(1(10))からすれば、本件売買の価格は、百合丘職舎の当時の一般的な取引価格と比較して相当低額であったことが疑われるものといえる(なお、ディンプル社とクリエイト西武間の売買、クリエイト西武と中央住宅間の売買では、いずれも売主が目的物の瑕疵担保責任を負わない条件となっており、被告とディンプル社との売買とで目的物の条件において変わりはない。)。

そして、価格以外の条件についても、本件売買契約書及び本件合意書によれば、ディンプル社は、被告との売買成立に際し手付金を支払う必要がなく、売買成立の日から約2箇月以内にディンプル社が見つけた転売先に対して被告が所有権移転登記手続を行うのと引き換えに、ディンプル社が被告に対し代金を支払うことになっており(1(6)ア)、ディンプル社は売買代金を自らの信用で資金調達する必要がなく、転売先が見つかったから代金の決済をすればよく、所有権移転登記の費用も不要であるというディンプル社に有利な約束となっている。

そして、前記のとおり売買価額が一般的な取引価格より相当低額であったと疑われるにもかかわらず、このようなディンプル社の資金調達に配慮した約束とすることに、被告には何らの利益も見いだせない。

本件調査報告書は、評議員会の議決を得るため過去に取引のあるディンプル社に売却することになったという被告側の事情、関鑑定書の内容、本件売買の瑕疵担保責任免除特約の存在、転売先を探したディンプル社の努力などに照らし、本件売買の価格は低額とはいえないと判断しているが(乙19 p 45)、関鑑定書が買主のディンプル社が提出したものであり、必ずしも中立なものとはいえない点を考慮していないこと、本件売買の直後に百合丘職舎を本件売買の価格を3240万円〜1億2500万円上回る価格で購入したクリエイト西武及び中央住宅による各購入においても瑕疵担保責任

免除特約が付いていた事実や、建物の瑕疵が判明した後に建物を取り壊す前提でアートランドが購入した価格が、本件売買の価格と同額である事実は考慮していない(これらの事実は、本件調査報告書作成当時は明らかではなかった。)ことに照らし、前記の認定判断を左右するものとはいえない。

(エ) 本件売買の価格決定及び承認の過程において取引通念上不審な点があること

本件売買に至る過程を見るに、担当部長である原告瀬尾が、早期に売却先をディンプル社の1社に絞っていたこと、さらに、担当部長である原告瀬尾及び木田部長が、ディンプル社と交渉して価格を決めるに際し、売主と利益相反の関係にある買主のディンプル社から提出された不動産鑑定士作成の鑑定書(関鑑定書)のみに依拠し、これを4500万円以上上回る価額を付けた評価書(日税不動産評価書)を取得していたにもかかわらず、別の不動産鑑定士に依頼して鑑定書を取得してディンプル社が提示した価額の相当性を検討したり、交渉したりしなかったのは取引通念に照らして不審であるといえる。証人木田も、「当時、不動産業に携わる知人に相談したところ、『価額について疑念があるならば、自分たちでも不動産鑑定書を取ればよい。』との助言を受けた。」旨証言している(証人木田 p 29)。原告瀬尾及び木田部長は、ディンプル社に売却することとした理由について、基本財産の売却に必要な評議員会(全国から約168名の評議員を招集する会議である。)及び理事会(17名の理事を招集する会議である。)の承認を得るには、あらかじめ信頼できる売却先を決めておく必要がある旨の説明を繰り返し行っているが(1(5)ク、サース)、そうであっても、売却先をディンプル社1社に絞ることが必須であったとはいえず、かつ、売却先をディンプル社に絞るとしても、別の不動産鑑定士作成の鑑定書を取得してこれに基づいて価額を検討し、ディンプル社と価格を交渉することはできるはずであり、2億円近い不動産を売却するのに、利益相反の関係にある買主のディンプル社が提出した鑑定書のみに依拠して売買価格を決定しなければならない十分な理由があったとはいえない。

また、本件売買を承認した常務理事会、役員会及び評議員会では、原告瀬尾の後任として担当部長となった木田部長から、本件売買の価格の相当性を示すものとして関鑑定書の内容が説明されるなどしたが、関鑑定書が買主から提出されたものであることの説明はされず、関鑑定書の評価額を上回る価額を付けた評価書(日税不動産評価書及び三井住友信託銀行評価書)が存在することにも何ら言及はされず、本件売買契約書及び本件合意書の案文は示されず、前記(ウ)のとおり、ディンプル社が、本件売買成立に際し手付金を支払う必要がなく、売買成立の日から約2箇月以内にディンプル社が見つけた転売先に対して被告が所有権移転登記手続を行うのと引き換えに、ディンプル社が被告に対し代金を支払うことになっているなど、ディンプル社の資金調達に配慮した約定となっていることは説明されなかった(1(5)ス)。また、より実務者レベルの検討の場である被告の部長会においてすら、これらのことは説明されなかった(1(5)サス)。被告の庁規は、不動産を被告の基本財産と定め、その売却について慎重に判断するために評議員会の承認などを要求したものであるのに(1(1)ウ)、価格の相当性を説明するのに被告と利益相反する立場の買主が提出した鑑定書のみを用いたことや、手付金なしで、かつ、買主の転売時に代金決済を行うなどの条件について説明がされなかったことは、庁規の趣旨や取引通念からみて、不十分な手続であったといわざるを得ず、この点については、本件調査報告書でも、役員会における財政部の説明や資料の作成には課題があるとされているとおりである(1(13))。

(オ) 高橋社長が経営するディンプル社及びメディアミックス社が、本件売買以前にも、被告及び被告

と関係の深い法人との取引などで利益を得ていたこと

加えて、高橋社長が経営するディンプル社及びメディアミックス社は、本件売買以前にも、以下のとおり、被告及び被告と関係の深い法人との間で、好条件の取引を行い、利益を得ていたとの事実が認められる。

第1に、被告と関係の深い本件財団(被告が包括する神社の総代らにより設立され、被告の役員・関係者が理事に就任し、被告から土地の貸与を受けたり、事務局長の派遣を受けたりしている。(1(2)ア))が、平成12年に老朽化した会館建物及び会館敷地①を売却して、売却代金を原資として財団新施設を購入した際には、ディンプル社は、被告に対し代金4億4000万円での財団新施設の買い取り保証をさせた上、財団新施設の所有者からいったんディンプル社が財団新施設を約4億円で購入し、その約3箇月後に本件財団に4億4000万円で売却することによって、約4000万円の粗利を得ており(1(2)ア～エ)、財団新施設の所有者との売買交渉、財団新施設の建物の入居者の立退交渉及び資金力の乏しい本件財団が購入資金を得るまで目的物を確保することの対価であったと考えても、第三者からみれば、ディンプル社によって好条件とみられる取引をしていることが認められる。また、被告及び本件財団が、学校法人國學院へ会館旧施設を売却するについても、売主と買主の交流状況(1(2)イ)からみて、多額の手数料を支払ってまで不動産業者による仲介の必要性があったかは疑問であるのに、ディンプル社が仲介業者として介在し、仲介手数料として被告から約80万円、本件財団から約775万円を收受したことも(1(2)イウ)、第三者からみれば、ディンプル社にとって好条件とみられる取引であったといえる。

第2に、平成24年12月～平成25年2月、被告が中野職舎及び青山職舎を売却した際、ディンプル社はこれらを被告から購入し、いずれも被告から所有権移転登記を受けた当日に第三者に転売しており(1(4)アイ)、ディンプル社にとって資金調達が必要で、在庫リスクを抱えないなどの点で有利な取引であったことが認められる(なお、取引の収支について、ディンプル社の石津取締役は、130ないし140万円程度であり、中野職舎の取引は実質赤字である旨供述するが(乙132)、裏付資料が提出されていないので、その真否については確認できない。)

第3に、メディアミックス社は、ディンプル社と同様に高橋社長が代表者で、かつ、本店所在地もディンプル社と同一であるところ(1(3)アイ)、被告又は本件財団が費用を支出して出版社に編集・刊行を委託し、被告の包括する神社及びその関係者が年間約8万部を定期購読する雑誌の定期購読者向けの販売事業を行っており(1(3)イ)、本件財団が費用を負担し、被告が包括する神社及びその関係者が売上げに協力する事業を通じて、継続的に利益を得ていることが認められる。

そして、ディンプル社及びメディアミックス社の代表者を務める高橋社長は、被告の元幹部職員で現在は被告の事務所内に本部を置く政治団体である神道政治連盟の会長の打田会長(1(1)オ)と20年以上の付き合いがあり(1(3)ウ)、本件財団の前記不動産取引を主に担当したのは、当時本件財団の事務局長と被告の財政部長を兼務していた小野部長であり、当時被告の渉外部長であった打田会長もこれに関与しており、中野職舎及び青山職舎の買主としてディンプル社を新任の財政部長心得の原告瀬尾に紹介したのは、小野部長であった(1(2)オ、1(4)ウ)。

これらのことから、高橋社長が経営するディンプル社及びメディアミックス社は、本件売買以前にも、被告及び被告と関係の深い法人との間で、第三者からみればディンプル社等にとって好条件とみられる取引を繰り返し行って利益を得ていた事実があり、これらには高橋社長と親しい打田会長が関与したものがあつたと認められる。

(カ) 原告瀬尾が、田中総長及び牛尾課長から、ディンプル社へ売却するよう示唆を受けたこと

原告瀬尾は、百合丘職舎の売却先をディンプル社に絞り、独自の鑑定書を取得しなかった理由について、「被告の部長会及び常務理事会において、銀行又は不動産業者の仲介により買い手を探す方針を報告して了解を得た後、その方向で準備を進めていたところ、小野部長に呼び出され、『銀行や不動産屋が仲介する方法では、2、3年先になることも考えられ、売却時期や価格が決定できないと役員会・評議員会に諮れないので、別の方法を考えるように。』旨の指示を受けた。部長会及び常務理事会で了承された方針を変更するのであれば、総長、副総長及び常務理事の了解を得ておく必要があると考え、小串副総長に相談した後、田中総長に相談すると、『ディンプル社の高橋社長に任せておけばよい。』旨を言われた。その後、財政部室で、牛尾課長からも、『ディンプル社の高橋社長が怒っている。早くしてくださいよ。』と言われ、打田会長の意を受けた発言であると理解した。そこで、平成28年4月1日の部長会において、ディンプル社への直接売却の案を提案した。」などとする瀬尾文書1及び2を提出している(甲35の1、乙37の2)。

前記指示や発言について、小野部長、田中総長及び牛尾課長は、いずれもこれを否定する(乙28 p4、乙102、107、証人小野)。

検討するに、㊦平成29年3月1日の部長会の直後、牛尾課長が「打田会長から電話が掛かってきたか、もしくは誰かに言われて、怒っているという話を伝えたかもしれない。」旨述べた事実が認められることは前記1(11)イに認定のとおりであるから、牛尾課長自身により、牛尾課長が、打田会長から「ディンプル社の高橋社長が怒っている。」旨聞き、これを原告瀬尾に対し伝達しに行った事実が裏付けられている。㊧原告瀬尾が、部長会及び常務理事会において、銀行又は不動産業者を仲介として買い手を探す旨説明して了解を得たにもかかわらず(1(5)カキ)、その14日後の部長会で、突然ディンプル社に売却するとの提案をしたこと(1(5)ク)、原告瀬尾は、その部長会において、自ら方針転換を言い出したにもかかわらず、方針転換の理由について前記1(5)クのような趣旨不明の説明しかできず、他の部長らから、説得力がないなどと批判を浴びた事実が認められるが(1(5)ク)、このような原告瀬尾の行動の理由は、原告瀬尾が、上位者である小野部長から仲介以外の方法によるよう指示を受け、さらに上位者である田中総長及び打田会長(の意を受けた牛尾課長)からも、ディンプル社に売却するよう示唆を受けたため、これに従ったと考えれば、合理的に理解できる(なお、部長会及び常務理事会でいったん了承を得た方針を、担当部長が、後に変更することはほとんどないとのことである(証人眞田 p30)。)。㊨小野部長からの指示内容が、常務理事会で了解を得た方針とは異なることから、確認のために総長及び副総長と面談した旨の原告瀬尾の供述は、自然なものである。また、㊩田中総長は、原告瀬尾から、百合丘職舎の売却方法について個別の相談を受けたこと、その際ディンプル社の名前を出したことは認めており(乙28 p4)、原告瀬尾の前記供述と一部が符合する(なお、田中総長は、「原告瀬尾が相談の際、『ディンプル社が一番高い価格を付けた。』と言って来た。」旨述べているが、当時、ディンプル社が一番高い価格を付けた事実はなかったので(1(5)コ)、被控訴人瀬尾がそのような発言をしたとは考え難く、田中総長の上記供述は採用できず、ひいては、田中総長が被控訴人瀬尾に「ディンプル社の高橋社長に任せておけばよい」旨述べたという被控訴人瀬尾の供述を否定する田中総長の供述についても、その信用性に疑問が生じるといわざるを得ない)。㊪原告瀬尾が、小野部長、田中総長及び牛尾課長の各発言により示唆を受けた旨の前記供述を開始したのは、平成29年3月1日の部長会においてであり(1(11)イ)、平成28年5月の松山理事の役員会での発言を契機として、本件売買が問題視され、平成29年

2月頃から、本件文書(匿名化版)を始めとする本件売買をめぐる疑惑を指摘する文書が被告の関係者に流布された後のことであるところ(1(7)(9))、原告瀬尾は、本件売買の担当部長としてディンプル社への売却を推進した者であるから、虚偽の供述によって上位者に本件売買の責任を転嫁し、自己の責任減免を図る動機を有するといえるものの、原告瀬尾は本件売買が成立した時点では担当を外れており、本件文書(匿名化版)など疑惑を主張する文書では責任追及の矢面には全くと言っていいほど立っていないから(1(9))、確実な証拠もないのに、上位者である田中総長及び打田会長の意を受けた牛尾課長からディンプル社への売却の示唆を受けた旨の虚偽の供述を公然と行うことは、むしろ、自身をいたずらに危険にさらすものであり(結果として、原告瀬尾は、瀬尾発言①～④を理由として被告から懲戒として本件処分を受けている。)、自らの責任減免を目的として虚偽供述をしなければならない状況であったとはいえない。また、㊦牛尾課長は、長年、渉外部で神道政治連盟の業務を担当し、打田会長の部下を務めていたので(1(1)オ)、牛尾課長が、打田会長の伝言を原告瀬尾に伝達したとしても、不自然ではない。

以上㊦～㊧からすれば、田中総長及び打田会長(の意を受けた牛尾課長)から、百合丘職舎をディンプル社に売却するよう示唆を受けた旨の原告瀬尾の供述は、十分信用するに足りるものである。

(キ) 背任行為は認められないこと

前記(ウ)～(カ)の事実関係の下で、背任行為が認められるといえるか検討する。

田中総長及び打田会長において、原告瀬尾に対し、百合丘職舎の売却先としてディンプル社を推奨した事実、田中総長において本件売買契約書及び本件合意書の内容を認識して押印した事実が認められるとしても、田中総長及び打田会長において、本件売買の価格がディンプル社の提出した鑑定書のみによつて決められた事実や、これより相当高く評価する評価書が存在する事実を知っていたと認めるに足りる証拠はないこと、田中総長及び打田会長が、原告瀬尾や木田部長に対し、本件売買の価格を直接指示した事実、本件売買の価格が一般的な取引価格より相当低額と疑われるものであったことを知り、これを容認していた事実は、いずれも認め難いことから、その任務に背く行為をしたと認定することはできない。小野部長、眞田部長及び牛尾課長についても、同様である。

したがって、本件文書の内容について、真実であるとの証明がされたとは認められない。

(ク) 背任行為などの一部の事実につき、真実であると信じるに足りる相当の理由があること

前記(ウ)のとおり、本件売買の後に行われた複数回の転売及びその価格並びに根抵当権設定の状況に照らせば、本件売買の価格は、百合丘職舎の当時の一般的な取引価格より相当低額なものであったことが疑われる上、売買成立に際して手付金は不要とされ、買主であるディンプル社は、被告がディンプル社の転売先へ直接に所有権移転登記手続をするのと引き換えに、被告に代金を支払うこととされ、買主の資金繰りに配慮した内容となっていた。また、前記(エ)のとおり、被告の担当部長は、売買価格を決めるに際し、売主である被告と利益相反の関係にある買主が提出した鑑定書のみによつて、同書よりも百合丘職舎を4500万円以上高く評価した評価書があるにもかかわらず、売主側の鑑定書を独自に取得して買主と交渉することはなく、買主が提示したとおりの金額で売却することを決定した。また、百合丘職舎の売却には、被告の規定上、被告の評議員会の承認が必要であったところ、その承認を得るまでの被告の常務理事会、役員会及び評議員会において、被告の担当部長は、買主が提出した鑑定書などに基づき本件売買の価格は妥当である旨説明したが、同鑑定書が買主から提出されたものであることや、本件売買の価格より高額の評価をした評価書がある



ことについては言及せず、本件売買の契約書などの案文も示さず、本件売買の代金決済方法や所有権移転登記の相手については何らの説明もせず、承認を得たものであった。

また、前記(オ)のとおり、被告と関係の深い本件財団が、平成12年に老朽化した会館建物及びその敷地の会館敷地①を売却して財団新施設を購入した際、ディンプル社が、被告の買い取り保証の下、財団新施設を所有者から先行取得して本件財団に売却することで、数箇月間で約4000万円の粗利を得たこと、学校法人國學院に対する会館旧施設の売却についても、売主・買主の交流状況から多額の手数料を支払ってまで不動産業者による仲介の必要性があったかは疑問であるのに、ディンプル社が、仲介業者として介在し、被告及び本件財団のそれぞれから仲介手数料を得たこと、本件売買の3～4年前に、被告が青山職舎及び中野職舎をディンプル社に対して売却した際は、ディンプル社は、これを購入するや即日第三者に転売したこと、ディンプル社の高橋社長が経営するメディアミックス社は、被告と関係の深い本件財団が費用を支出して編集・刊行を出版社に依頼し、被告の包括する神社及び神社の関係者が売上に協力するため定期購読者となっている雑誌の定期購読者向け販売事業を行っていることからすれば、本件売買以前にも、高橋社長が経営するディンプル社及びメディアミックス社は、被告及び被告と関係の深い法人との不動産取引や雑誌の販売に関わることで、その都度、確実に利益を得ていた。そして、これらの取引には、小野部長及び打田会長が関与したものがあり、打田会長は高橋社長と長年の付き合いがあった。

また、前記(カ)のとおり、百合丘職舎の売却の担当部長(原告瀬尾)は、当初、銀行に仲介を依頼して百合丘職舎の買主を探す提案を行い常務理事会の承認を得ていたところ、小野部長、田中総長及び打田会長(の意を受けた牛尾課長)から、ディンプル社に売却するよう示唆を受けたことから、前記提案を取り消して、ディンプル社に売却する方針をとったものであった。

そして、原告稲は、本件文書の作成当時、本件売買に財政部長として関与した被控訴人瀬尾との情報交換等を通じて、本件売買の価格の根拠となった関鑑定書が買主のディンプル社が被告に提出したものであり、中立のものとはいえなかった事実、本件売買の価格である1億8400万円より高額の評価をした評価書(日税不動産評価書等)があった事実、登記簿謄本によれば、百合丘職舎について、ディンプル社への売却から1箇月以内にクリエイト西武との売買が成立し、被告から同社に直接に所有権移転登記がされた事実、クリエイト西武が銀行のため設定した根抵当権の極度額が3億円であった事実を認識し、これらの事実から、本件売買の価額が一般的な取引価額より低額であったと考えていた(1(7)ア～カ、1(2)イ、甲82、原告稲本人)。また、原告稲は、平成27年1月の部長会においては、小野部長及び眞田部長が原告瀬尾に対し百合丘職舎売却を平成27年度中に行うよう急がせた様子を見ており(1(5)オ)、原告瀬尾からは、田中総長及び打田会長(の意を受けた牛尾課長)から、それぞれディンプル社に百合丘職舎を売却するよう示唆があったために方針転換した事実を伝えられ、これを認識していた(甲82、原告稲本人)。また、本件売買を承認した常務理事会、役員会及び評議員会の担当部長の説明状況並びに部長会の検討状況、すなわち、これらの場において、控訴人の担当部長は、関鑑定書に基づき本件売買の価格は妥当である旨説明したが、同鑑定書が買主から提出されたものであることや本件売買の価格より高額の評価をした評価書があることについては言及せず、本件売買の契約書等の案文も示されず、本件売買の代金決済方法や所有権移転登記の相手については何らの説明もしなかったことを認識していた(1(5)サス)。また、青山職舎及び中野職舎のディンプル社への売却及び即日転売、本件財団の財団新施設購入の際のディンプル社の関与、メディアミックス社の雑誌の販売への関与、ディンプル社の高橋社長がメディアミックス社の

代表者でもあること、高橋社長と打田会長が親しいこと、牛尾課長が打田会長の長年の部下であることも認識していた(乙36の3, 甲82)。

原告稲は、これらのことから、田中総長及び打田会長(の意を受けた牛尾課長)が、原告瀬尾に対しては、百合丘職舎をディンプル社に売却するよう指示を行い、木田部長に対しては、百合丘職舎をディンプル社に対し一般的な取引価格より低額の価格で売却すること、及び、代金決済の方法について買主に有利な条件とすることを容認した上、そのような内容の本件売買について常務理事会、役員会及び評議員会の承認を得るために、木田部長に対し、本件売買の価格の根拠となった関鑑定書が買主のディンプル社から提出されたものである事実や本件売買の価格より百合丘職舎を高く評価する評価書が存在する事実を隠匿させ、本件売買の前記の代金決済についての条件などが記載された本件売買契約書及び本件合意書の案文を示さないよう指示するなどして、もって、ディンプル社の利益を図る目的で、被告をして、百合丘職舎をディンプル社に対して、一般的な取引価格より低額で売却するよう仕向け、被告に損害を与えたと信じたものであり、田中総長及び打田会長が、本件売買に関して背任行為を行ったことについて、これを真実と信じるに足りる相当の理由があったといえる。また、牛尾課長が、原告瀬尾に対し、前記(カ)の打田会長の発言を伝えたことから、牛尾課長が背任行為に加担していたのではないかと信じるに足りる相当の理由はあったといえる。

ただし、眞田部長及び牛尾課長が、原告瀬尾を叱責していたという事実があるとしても、原告瀬尾に本件売買の責任を負わせようとしていた事実は認めるに足りる証拠はなく、眞田部長が背任行為に加担した事実についてはこれを信じるに足りる相当の理由があるとはいえない。

オ **②通報目的が、不正な利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でないといえるか。**

原告稲が本件文書を交付したのは、本件文書を交付した当時、原告稲は、田中総長及び打田会長が本件売買に関して背任行為を行ったと信じていたところ、田中総長が被告の代表者であり、打田会長が被告の元幹部職員で被告の事務所内に本部をおく政治団体の長であり、被告の組織内部で両名の背任行為の疑いを通報して是正を求めることは困難であったため、本件文書の記載内容に理解を示す可能性のある控訴人の一部の理事にこれを交付し、更にその内容がその他の理事や関係者らにも伝わることにより、理事、評議員において多数派を形成し、人事を一新することで、これを是正しようとしたものである。このように、控訴人の要職にあった被控訴人稲が、総長らに背任行為があったものと信じた結果として被告の評議員の多数決によって選ばれる総長の地位について、多数派を形成し選挙で人事を一新しようとすることは正当であり、不正な利益を得る目的、他人に損害を与える目的、その他不正の目的であるとはいえない。

被告は、本件文書が、田中総長らを「万死に値する」と非難し、被告の役職員らに対し人事秩序を覆すことを呼びかけ、扇動する内容であること、ヒステリックな言辞で人格攻撃を行うものであること、筆頭部長として疑惑を解明できる立場にあるのに何らの調査をすることなく、一部の役員らに本件文書を交付して働きかけを行ったことからすれば、被控訴人稲の目的は自らのための組織秩序破壊(クーデター)であると主張するが、田中総長が被告の代表者であり、打田会長が被告の事務所本部をおく政治団体の長であったことからすれば、原告稲が、被告の組織内部で背任疑惑について調査を求めたり、自ら調査を行ったりすることは困難であったといえる(被告において、理事及び弁護士らによる調査委員会が設置されたのは、本件文書(匿名化版)が流布されてからである。)。また、作成

者を明らかにした文書による言論によって、被告の理事及び評議員に働きかけて多数派を形成しようと努めることは、評議員が投票する選挙によって総長を選出する被告においては、被告の庁規に則った正当な行為であり、クーデターや組織破壊行為などとは評価できない。

カ ③通報の手段方法が相当であるといえるか。

原告稲は、田中総長が被告の代表者であり、打田会長が被告の事務所に本部を置く政治団体の長であるため、被告の職員に対する通報によるのでは、証拠が隠滅又は偽造・変造されるおそれや、自分が懲罰を受けるおそれや、調査が実施されないおそれがあったことから、控訴人の一部の理事に本件文書を交付するという方法を使ったものである。そして、被控訴人稲が本件文書を交付した相手は、同人が本件文書の記載内容に理解を示す可能性があると考えた2名の理事に限られており、本件文書を関係者らに広く配布するなどの行為に及んだものではない。確かに、結果として、1名の理事の判断により、本件文書（匿名化版）が中山議長に交付され、それが控訴人の秘書部長にも渡り、更には多数の関係者らやマスコミにまで配布される事態が生じており（1(8), (9)）、こうした事態が被控訴人稲の意思に反するものであったとは認められず、その責任の一端が同人にあることは否定できないが（前記イ）、上記のような本件文書の拡散行為に同人自身が関与した事実は認められない。そうすると、前記オの目的のために被控訴人稲が直接行った行為は、控訴人組織の一員である理事2名に対し本件文書を交付したということにすぎず、上記事情の下では、通報の手段として相当な範囲内のものであったというべきである。

キ 小 括

以上をまとめると、解雇理由1に係る行為は、被告の事務所に本部を置く政治団体の長である打田会長及び被告の代表者である田中総長が、本件売買についての背任行為に関与したとの事実、及び、被告の幹部職員である眞田部長及び牛尾課長が、この背任行為に加担し、これを隠匿するために原告瀬尾に根拠のない叱責を加えているとの事実を記載した本件文書を、それが関係者らに交付される事態が生じ得ることを認識し、これを容認した上で理事2名に交付し、結果として、本件文書が多数の関係者らに交付される事態を招き、もって打田会長、田中総長、眞田部長及び牛尾課長の社会的評価を低下させ、これらの者の名誉を毀損し、これらにより、被告の信用を毀損し、被告の組織における秩序を乱す行為であり、また、神職の定めにも反する行為であり、被告の就業規則に定める懲戒事由に外形的に該当する行為である。

しかし、田中総長及び打田会長が、本件売買について背任行為を行った事実、及び、牛尾課長がこれに加担した事実については、①真実であるとは認められないものの、前記エ(ウ)～(カ)の事実関係の下、本件文書を理事2名に交付した当時、原告稲が、これを真実と信じるに足りる相当の理由があったといえ、②不正の目的であったとはいえず、③手段は相当であったから、公益通報者を保護し、公益通報の機会を保障することが、国民生活の安定などに資するとの公益通報者保護法の趣旨などに照らし、本件文書の交付をもってこれらの事実を摘示した行為は違法性が阻却されて懲戒すべき事由といえないというべきである。

原告稲が本件文書をもって摘示した事実のうち、眞田部長及び牛尾課長が原告瀬尾に百合丘職舎売却の責任を負わせようとしていた事実、並びに、眞田部長が背任行為に加担した事実については、①真実性の証明もなく、原告稲がこれを信じるに足りる相当の理由はなく、懲戒事由に該当し、違法性も阻却されないものである。ただし、眞田部長が部長会において、小野部長とともに、本件売買を年度内に早期に行うよう原告瀬尾に求めた事実があることなど(1(5)オ)から、原告稲は、眞田部長が背

任行為に加担していたと信じていたものであり(甲82, 乙36の1p3, 原告稲本人), 何らの根拠もなかったわけではないこと, 被告の信用毀損に関し, 眞田部長の背任行為への加担は従たる事実であり, 主たる事実については, 眞実と信じるについて相当な理由があったこと, ②不正の目的であったとはいえず, ③手段は相当であったことから, この点を重視することはできず, 解雇に相当するとはいえない。

## (2) 解雇理由2について

### ア 解雇理由2に係る行為があること

平成28年12月26日, 原田部長が全部長を招集し, 本件文書(匿名化版)の作成に関与した者がいないかを質した際, 同日, 小間澤部長が原告稲に対して同様の質問をした際, 原告稲は, いずれも, 本件文書への関与を否定し, 平成29年4月に本件文書の作成を認めるまで, 4箇月間にわたり関与を否定し続けた(1(8)ウ, 1(12)ウ)。

### イ 解雇理由2に係る行為は懲戒事由に該当すること

解雇理由2に係る行為は, 被告の信用を毀損する本件文書(匿名化版)への関与について, 被告の部長の質問に対し, 虚偽の事実を申告したものであるから, 庁内の秩序保持(就業規則4条2号)に違反したもののいえ, 就業規則67条1号, 2号, 3号の懲戒事由に該当する。

### ウ 解雇理由2に係る行為を重視できないこと

解雇理由2に係る行為は, 被告の部長に対し, 被告の信用を毀損する内容の本件文書(匿名化版)への関与を否定する虚偽の事実を伝えたものであり, 被告の業務に支障を与えたことは否定できない。本件文書には被告の部長会の情報が記載され, 被告の部長の誰かが作成に関与していることが窺えるのに, 誰が関与したか分からなかったことは, 被告の職員らに不安を与えたといえる。

他方で, 本件文書は, 前記したとおり, 背任行為という犯罪事実に係るもので, その主要な部分について, ①眞実であるとは認められないが, 眞実と信じるについて相当な理由があり, ②不正目的ではなく, ③相当な手段によりされた公益通報といえるものであった。そして, 田中総長が被告の代表者であり, 打田会長が被告の事務所に本部をおく政治団体の長であるため, 原告稲が, 本件文書への関与を認めると, 懲罰を受けるおそれがあったことに照らせば, 公益通報者を保護して, 公益通報の機会を保障し, 社会の利益を守る見地においては, 原告稲の虚偽申告を, 重大であるとして非難することは相当ではなく, 解雇に相当するとはいえない。

## (3) 解雇理由3について

### ア 解雇理由3に係る行為があること

原告稲は, 平成29年3月8日及び18日頃, 警視庁公安第三課に勤務する警察官で, 知人の阿部警部補に対し, 交付文書 a~ j を交付し, 本件売買に係る背任疑惑について相談し, また, 原告稲は, 神職関係者である身内の人物に対し, 数通の匿名の文書を交付した(1(12)ア)。

### イ 解雇理由3に係る行為が, 被告の情報を漏洩し, 被告の評価を低下させるなどの行為であること

交付文書 b は, 部長会の内容に関して被控訴人稲が作成したメモであり, 交付文書 c 及び d は, 被告の部長会又は常務理事会で配布された資料であり, 交付文書 i は被告の組織図と人事の変遷についての文書であり, いずれも, 原告稲が職務上知り得た情報が記載された文書である。また, 交付文書 j には, メディアミックス社が季刊誌「私たちの皇室」の販売元に決定したのは打田会長等の意向であること, 本件財団の会館建物の売却は被告が主導し, 本件財団の事務局長を兼務した小野部長及び被告渉外部長であった打田会長が対処したなどといった情報が記載されていたから, 原告稲が職

視上知り得た情報が記載された文書である。したがって、交付文書 b ～ d , I , j を部外者である警察官に交付する行為は、情報規程5条2項に反し、就業規則67条1号、3号の懲戒事由に外形的に該当する。

また、交付文書 a は、「神社本庁関係者の関与する背任・反社会行為についての嘆願」と題する警視庁あての文書であり、同文書の「『皇室』誌が、かつて反社会的勢力と関係した疑いのある(株)メディア・ミックス社を通じて、現在も神社界を中心に販売されている」「その反社会勢力との関係とは、同社と社長も所在地も同一の(株)ディンプル・インターナショナルが、反社会勢力と思われる金融業者と結託し、そこからの融資をもとに神社本庁関係財団の不動産売買に介在し、不当な利益を得たというものです。」「この疑いは、今回の百合丘職舎売却を巡る疑惑を通じて浮上してきたものです。」「これに続く一連の不動産売買は、神道政治連盟の打田会長及び神社本庁総長が十数年に渡り関与してきたものであり、今も組織のトップである彼らが権力を使い事実の隠ぺいを図ろうと画策している」「十数年に渡り、氏子崇敬者からの浄財を基盤とする全国の神社からの負担金や寄贈金からなる神社本庁及び関係財団の財産を、担当職員に対する脅しともとれる圧力をかけて計画的に掠め取り、またその事実を隠蔽し、さらには責任を転嫁しようとしている」との記載は、ディンプル社が被告の関係する本件財団の不動産売買に介在して不当な利益を得ており、この取引や本件売買に関し、打田会長及び被告の総長らが、担当職員に圧力をかけて被告及び被告の関係する本件財団の財産を計画的に掠め取り、権力を使って隠蔽し、責任転嫁しているとの事実を摘示するものであり、打田会長及び少なくとも現在の総長である田中総長の社会的評価を低下させ、被告の社会的評価を低下させる事実を摘示するものといえる。したがって、交付文書 a を部外者である警察官に交付する行為は、就業規則4条2号に反し、就業規則67条1号、5号の懲戒事由に外形的に該当する。

また、交付文書 j の「神社本庁、ディンプルに短期貸し付けを行う。」「立案者の葦津総務課長(現宗像大社宮司)によれば、小野、打田、矢田部に再三言われ、貸付起案を行ったと証言。金額は数千万であった。当然これは超法規的措置で、発覚すれば懲戒行為の対象。葦津は再三抗議したという。」「ディンプルヤクザから資金を調達」「財団ビルの登記簿を確認するとディンプルに金を貸したのは千葉県木更津市在住の「緒方始」という人物」「緒形は故人となっており、稲川会系2次団体系中村一家の関係者で、中村銅一<sup>マ</sup>会長の友人で参謀役を務めた人物であることが分かった。」「以上のことから、ディンプルは稲川会系暴力団から資金調達を行い、財団ビルを購入。その3箇月後に財団に転売したことが判明した。」との記載は、被告がディンプル社に対し、数千万円の短期貸付けを行った事実、葦津課長が、前記貸付けの起案を行った旨証言している事実、ディンプル社が稲川会系暴力団に所属する者から資金を借りてこれを原資として不動産を購入し、3箇月後に本件財団に転売したとの事実をそれぞれ摘示するものであり、被告が暴力団関係者となつたことのある会社のために便宜を図ったなどの印象を与えて、もって被告の社会的評価を低下させる事実を摘示するものである。したがって、交付文書 j を部外者である警察官に交付する行為は、就業規則4条2号に反し、就業規則67条1号、5号の懲戒事由に外形的に該当する。

ただし、交付文書 a ～ j は、打田会長及び田中総長らによる背任行為という公益通報者保護法の通報対象事実について伝達する文書であるから、前記(1)ウのとおり、公益通報者保護法の趣旨に沿った検討が必要である。

なお、解雇理由3に係る事実のうち、原告稲が、神職関係者である身内の人物に対し、数通の匿名の文書を交付した行為(1(12)ア)は、当該文書の内容が不明であって、職務上知り得た情報を漏洩した

行為とは認め難く、懲戒事由に該当するとはいえない。

ウ ①真実性又は真実相当性、②不正な目的ではないこと、③手段の相当性の検討

(ア) 真実と信じるに足りる相当の理由があること

打田会長及び田中総長による本件売買に関する背任行為については、真実性は認定できないが、原告稲において、これを真実と信じるに足りる相当の理由があったことは、前記(1)エ(ウ)～(ク)において検討したとおりである。

本件財団が財団新施設を購入するに際し、ディンプル社が不当な利益を得たこと、これに打田会長が関与したとの事実については、これを真実であるとの認定はできないが、打田会長が小野部長らとともに担当した本件財団の財団新施設の購入に際し、ディンプル社が、被告による買取り保証の下、所有者から財団新施設を買い取り、その約3箇月後に本件財団に財団新施設を売却することによって、約4000万円の粗利を得たこと、この粗利は、財団新施設の所有者との売買交渉、財団新施設の建物の入居者との立退交渉及び資金力の乏しい本件財団が購入資金を獲得するまで目的物を確保することの対価であったと考えても、第三者からみれば、ディンプル社にとって好条件とみられる取引であったといえること、被告及び本件財団が学校法人國學院へ会館旧施設を売却する際、売主・買主の交流状況からみて、多額の手数料を支払ってまで不動産業者による仲介の必要性があったかは疑問であるのに、ディンプル社が仲介業者として介在し、被告及び本件財団から仲介手数料を受領した事実があること、ディンプル社の高橋社長と親しい関係にある打田会長が渉外部長としてこれらの取引に関与していたことは、前記(1)エ(オ)で指摘したとおりである。以上に加え、前記(1)エ(ク)のとおり、ディンプル社への本件売買についても、打田会長らによる背任行為があったものと被控訴人稲が信じるに足りる相当な理由があるといえることも考慮すれば、原告稲において、本件財団が財団新施設を購入するに際し、ディンプル社が合理的な説明のつかない不当な利益を得たこと、これに打田会長が関与したとの事実について、真実と信じるに足りる相当の理由があったといえる。

ディンプル社が財団新施設を購入する際、被告がディンプル社に対し数千万円の短期貸付けを行った事実については、これを裏付けるに足りる証拠はなく、真実であるとは認められないが、当時総務部の課長であった葦津課長は、本件訴訟において、「前記購入の際、ディンプル社の購入資金が足りないという理由で、小野部長から指示されて、被告の規律に反するが、ディンプル社への数千万円の貸付の起案を行った。」旨証言しており(甲85 p 6・7, 証人葦津 p 14・15)、これと同趣旨の陳述を聞いていた原告稲において(原告稲本人)、前記事実を真実と信じるに足りる相当の理由があるといえる。

ディンプル社が、財団新施設の購入の際に資金を借りた者が稲川会系暴力団に所属する者であったとの事実は、前記(2)カで認定した事実及び認定に供した証拠からすれば、原告稲においてこれを真実と信じるに足りる相当の理由があるといえる。

(イ) 不正な目的はなく、手段の相当性があること

原告稲は、打田会長及び田中総長において本件売買において背任行為を行ったと信じたが、田中総長は被告の代表者であり、打田会長は被告の事務所に本部を置く政治団体の長であったことから、被告が設置を決定した調査委員会による調査においては、事案が解明されない可能性もあると考え、警視庁公安三課に事案解明の協力を求めるため、長年の知人であった警察官に対して相談を行ったものである(甲82 p 19, 乙30)。

そうすると、前記原告稲の行為の目的は、犯罪を捜査する権限を有する機関に対し、事案解明の協力を求めるというものであり、②不正な利益を得る目的、他人に損害を与える目的、その他不正の目的ではないし、③その手段は、犯罪捜査の権限を有する機関に所属する守秘義務を負う警察官に対する相談であり、相当なものであったといえる。

## エ 小 括

以上をまとめると、解雇理由3に係る行為は、原告稲が職務上知り得た情報が記載された文書を部外者に交付した行為であり、かつ、被告の関係する政治団体の長である打田会長、被告の代表者の総長らが、本件売買やディンプル社と本件財団との取引に関し、ディンプル社に不当な利益を得させているとの事実、本件財団との取引に際し、被告がディンプル社に対する短期貸付を行った事実、ディンプル社が、本件財団に売却する不動産を購入する際に稲川会系暴力団に所属する者から購入資金を借りた事実を摘示し、被告に関係する打田会長及び総長並びに被告と取引のあるディンプル社の社会的評価を低下させて、もって被告の信用を毀損し、被告の組織における秩序を乱す行為であり、被告の就業規則に定める懲戒事由に外形的に該当する行為である。

しかし、前記の各事実については、①いずれも真実性は認められないものの、原告稲が、これを真実と信じるに足りる相当の理由があったといえ、②不正の目的であったとはいえず、③手段は相当であったといえる。

したがって、公益通報者を保護し公益通報の機会を保障することが国民生活の安定などに資すると  
の公益通報者保護法の趣旨などに照らし、違法性が阻却され懲戒すべき行為に当たらないというべき  
である。

### (4) 解雇理由4について

ア 原告稲は、自宅待機中、平成29年8月10日及び同月14日付けで、田中総長に宛てて、前記1(14ア)内容の質問状を送付した(1(14ア))。

イ 自宅待機を命じられた労働者が、代表者に対し、文書によって、自宅待機の理由を文書で示すよう求めたり、自作の文書を怪文書と判断した理由の説明を求めたり、自宅待機が無効であるといった自己の意見を伝達することは、その意見の是非にかかわらず、組織の秩序を乱すとまではいえないものであり、就業規則の懲戒事由に該当するとはいえない。

### (5) 解雇とすることの社会通念上相当性

解雇理由1に係る行為の一部並びに解雇理由3及び4に係る各行為が、懲戒すべき行為に当たらないことは前記したとおりである。そして、解雇理由1に係る行為のうち懲戒すべき行為と認められる部分(被控訴人稲が、控訴人の眞田部長及び牛尾課長が被控訴人瀬尾に対し百合丘職舎売却の責任を負わせようとしていた事実及び眞田部長が背任行為に加担した事実を記載した本件文書を、それが関係者らに交付される事態が生じ得ることを認識し、これを容認した上で理事2名に交付し、結果として、本件文書が多数の関係者らに交付される事態を招き、眞田部長及び牛尾課長の社会的評価を低下させ、被告の信用を毀損し、被告の組織を乱した行為)及び解雇理由2に係る行為が、解雇に相当するとはいえないことは、前記したとおりである。したがって、本件解雇は、懲戒権の行使が、客観的合理的な理由がなく、社会通念上相当性を欠くものであり無効である(労働契約法15条)。

被告は、解雇理由1～4について何ら反省や謝罪の態度を示さず、自説に賛同しない者を排除すべきであるとの独善的態度を取っている原告稲を、職員60名の小規模な信仰共同体である被告の組織に留めることは被告の宗教活動を阻害し、被告の信教の自由や宗教的結社の自由が侵害されることとなる旨主

張する。確かに、被告の組織は、職員数60名と小規模であるし、原告稲は、解雇理由1～4に係る行為のうち、懲戒すべき行為に当たる部分も含めて、何ら反省する態度を示していないと認められる(1(14イ))。

しかし、被告は、全国8万の神社を包括する宗教法人として、これまで庁規を始めとする諸規程により職員を規律してきたものであり、原告稲を被告の職員組織に留めたからといって、被告における信教の自由や宗教的結社の自由を侵害する事態となるとは認め難く、被告が職員60名の小規模な組織であることを考慮しても、原告稲が行った懲戒すべき行為の内容に照らし、原告稲を組織内から排除することが相当であるとは評価できない。

以上から、本件解雇は無効である。

---

### 3 争点 (2) — 降格により、教化広報部長を免じる処分、参事を免じて主事とする処分及び給与等級を引き上げる処分を併科する権限の有無 (省略)

---

### 4 争点 (3) — 原告瀬尾に対する本件処分の有効性

---

#### (1) 処分理由1について

##### ア 処分理由1に係る行為があること

原告瀬尾は、平成29年3月1日の部長会などにおいて、瀬尾発言①～④を行った(1(11イ))。

##### イ 処分理由1に係る行為が懲戒事由に該当しないこと

被告は、瀬尾発言①～④は事実と異なる旨主張するが、原告瀬尾が、田中総長及び牛尾課長から、百合丘職舎をディンプル社に売却するよう示唆を受けた事実があり、瀬尾発言①～④が事実と異なるものではないことは、前記2(1)エ(カ)で判断したとおりである。

したがって、処分理由1に係る行為は、事実を述べたものであり、懲戒事由に当たるとは認められない。

#### (2) 処分理由2について

##### ア 処分理由2に係る行為があること

原告瀬尾は、平成29年4月29日、昭和の日をお祝いする集いの終了後の懇親会において、部下である教化課員の面前で、「田中総長及び秘書部長から百合丘職舎売却に関する件で尋問を受けている。」旨発言し、自分から原田部長に宛てた「平成29年5月1日に予定された呼出しには応じない。」旨のメール内容及び秘書部長からの自分への返信メールを課員に見せた上、「総長は稀代の大馬鹿者だ。」旨の発言をした(1(12エ))。

##### イ 処分理由2に係る行為が懲戒事由に該当すること

処分理由2に係る行為は、宴席の会話であるものの、部下に対し、田中総長及び原田部長からの呼出しに応じない姿勢を公然と示し、田中総長を侮辱する発言を行ったもので、職場秩序を乱す行為であるから、就業規則4条2号に反し、67条1号、3号の懲戒事由に該当する。

#### (3) 処分理由3について

##### ア 処分理由3に係る行為の存否



原告瀬尾は、平成29年2月16日及び同年3月10日の2度にわたり行われた高橋社長、石津取締役、木田部長及び原告瀬尾による面談の際、面談を録音して内容を記録した文書(交付文書e)を作成し(1(11)ア)、原告稲に交付文書 e を渡した(1(12)イ)。原告稲は、これを警視庁公安課に所属する知人の警察官に交付した(1(12)ア)。

他方、原告らは、警察官に対する交付文書 e の交付についての原告瀬尾の関与を否定しており(甲82, 乙25 p 9, 乙29の2 p 25, 原告稲本人, 原告瀬尾本人)、原告瀬尾が、交付文書 e が警察官に対して交付されることを予期したり、容認したりしていたと認めるに足りる証拠はない。

#### イ 原告瀬尾の交付文書eの作成、交付の評価

原告瀬尾が高橋社長らと面談したのは、被告の業務であり、面談時の状況は、職務上知り得た情報といえるから、交付文書 e には、原告瀬尾が職務上知り得た情報が記載されていたといえる。

他方で、原告瀬尾が、交付文書 e を原告稲に交付した行為は、被告の職員間の情報の伝達であり、外部への情報漏洩ではない(職員間の情報の伝達も許されないとすれば、被告の業務に支障が生じる。)。原告瀬尾が、原告稲に交付文書 e を交付した際、原告稲により、これが外部の者に交付されることを予期・容認していたと認められないことは、前記アのとおりであるから、原告瀬尾が、交付文書 e を原告稲に交付した行為は、情報規程5条に反する行為とはいえ、懲戒事由に該当しない。

#### (4) 処分理由4について

##### ア 処分理由4に係る行為があること

原告瀬尾は、自宅待機中、平成29年8月7日付けで、田中総長に宛てて、前記1(14)アの内容の質問状を送付した(1(14)ア)。

##### イ 処分理由4に係る行為が懲戒事由に該当しないこと

自宅待機を命じられた労働者が、代表者に対し、自宅待機の根拠規定や前例の有無を文書で質問することは、組織の秩序を乱すとまではいえないものであり、就業規則の懲戒事由に該当するとはいえない。

#### (5) 本件処分の相当性の検討

処分理由1, 3及び4は、懲戒事由に該当しない。処分理由2に係る行為は、部下に対し、上長からの命令に応じない旨を公然と表明し、被告の代表者を「大馬鹿者だ」と非難したもので、秩序を乱す行為といえるが、宴席における一回限りの発言であること、発言については、後に謝罪していることからして(1(14)ウ)、降格(現職を免じ、給与等級を下げる)とすることは、重きに失する。

#### (6) 小 括

したがって、本件処分は、懲戒処分としての客観的合理的な理由がなく、社会通念上相当性を欠くものであり、無効である(労働契約法15条)。

## 2 控訴人の当審における補充主張に鑑み、補足して判断を示す。

(抜粋：判決書21頁以下)

### (1) 被控訴人稲について

#### ア 解雇理由1について

##### (ア) 真実相当性について

控訴人は、被控訴人稲が本件文書で摘示した「田中総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実に係る真実相当性(真実と信じるに足りる相当な理由があること)について、原判決

がこれを認める判断をする前提となった前記第2の3(1)ア(7)aないしdの各事実の認定・評価に誤りがあると、これらを正しく認定・評価すれば、上記真実相当性は認められない旨主張するので、以下、上記各事実ごとにその主張の当否を検討する。なお、上記真実相当性は、被控訴人稲が本件文書を理事2名に交付した平成28年12月当時（以下「本件当時」という場合がある。）に同人が認識していた事実を前提に、「田中総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実を真実と信じるに足りる相当な理由があるといえるかどうかという観点から判断されるべきものであるから、以下においては、本件当時に被控訴人稲が認識していたと認められる事実を前提に、上記各事実についての認定・評価を検討する。

a 本件売買の価格及び代金決済方法の点について

- (a) 控訴人は、関鑑定書の内容に不合理な点がない一方、日税不動産評価書や三井住友信託銀行評価書は、内容的に不合理であり、本件売買と前提を異にしていること、八千代銀行のために設定された根抵当権の極度額3億円は、リノベーションを含めた担保価値を評価したものと考えられること、中央住宅の購入価格3億0500万円もリノベーション後に転売することを前提としていること、リノベーションを前提としないアートランドの購入価格が本件売買の価格とほぼ同額であることを理由に挙げ、本件売買の価格1億8400万円は適正な範囲内のものであった旨主張する。

しかし、本件当時の被控訴人稲は、関鑑定書やその他の不動産評価書の内容の詳細を知り得る立場にはなかったのであるから（同人が、被控訴人瀬尾から得ていた情報は、後記認定のとおり、これらのおおまかな概要にとどまる。）、現時点において、これらの内容の詳細を比較検討し、いずれの評価が正しいかを吟味したとしても、それによって上記真実相当性の判断が左右されるものとはいえない。同様に、八千代銀行による担保評価がリノベーションを含めたものであるかどうかは、本件当時の被控訴人稲が知り得る事柄ではないし、中央住宅やアートランドの購入価格に至っては、原審で実施された調査嘱託によって明らかとなった事実であって、これらの事情も上記真実相当性の判断を左右するものとはいえない。

この点、本件当時に被控訴人稲が認識していたのは、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)エ(ク)・72頁18行目以下（補正後のもの）のとおり、①本件売買の価格の根拠となった関鑑定書が買主のディンプル社が控訴人に提出したものであり、中立のものとはいえなかったこと、②他方で、1億8400万円よりも高額の評価をした評価書（日税不動産評価書等）もあったこと、③登記簿謄本によれば、百合丘職舎について、ディンプル社への売却から1か月以内にクリエイト西武との売買が成立し、控訴人から同社に直接に所有権移転登記がされたこと、④クリエイト西武が八千代銀行のために設定した根抵当権の極度額が3億円であること等の事実であるところ、上記④の事実については、不動産の担保価値の評価を業として行う銀行が、百合丘職舎の担保価値を3億円と評価していたとの見方もあり得ることからすると、これと上記①ないし③の事実を併せてみた結果として、被控訴人稲が、本件売買の価格の適正性に疑念を抱いたことには、相当な理由があるというべきである。

また、松山理事が平成28年5月23日の役員会において本件売買の価格に疑問を呈する発言をし（引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(7)ア）、同日、神社ネットに本件売買の価格が異常に安いこと等を指摘する投稿がされる（前同イ）などして、本件売買につき不当な廉価による取引ではないかとの疑惑（以下「本件疑惑」という。）が指摘されるようになった後の

控訴人の対応をみると、同月26日の定例評議員会において、評議員の一人が本件売買の売却価格の根拠を示すよう求めたのに対し、控訴人の財政部長は、不動産鑑定書では1億7500万円という評価であったことや他の不動産専門会社の作成した価格調査書等を基に総合的に検討した結果、ディンプル社の提示価格は適正の範囲内であると判断したなどと説明したものの、上記不動産鑑定書や価格調査書等の具体的資料を示したり、その具体的な内容を説明したりすることではなく、質問をした評議員も、「慎重にやればもう少し高く売れたという気がする」などと、控訴人からの説明ではなお納得できない旨の意見を述べており（前同ウ）、また、同年10月14日の定例評議員会において、評議員の一人が、本件売買につき入札ができなかった理由を尋ねたのに対し、控訴人の財政部長は、時間的制約等のため随意契約とした旨を回答したが、質問をした評議員は、控訴人の説明に納得し難い旨の意見を述べている（前同力）。そして、本件売買の価格等の適正性を調査するために調査委員会の設置が決定されたのは、松山理事の上記発言から約10か月後の平成29年3月のことであり（前同(11)ウ）、それまでの間に、控訴人が、評議員や関係者らに向けて、本件売買の価格が適正であることについて具体的な資料を示すなどして説明を行った事実はうかがわれない。以上の経過に鑑みれば、本件当時は、本件疑惑が指摘され、それが控訴人の役員、評議員や関係者らにも広く知られていた状況であったにもかかわらず、評議員会の場等において、控訴人からその疑惑を晴らすための十分な説明がされていたとはいえない状況にあったといわざるを得ない。

そうすると、本件当時の被控訴人稲が、上記状況の下において、自らが認識し得た前記①ないし④の事実に基づき、本件売買の価格が一般的な取引価格に比べて相当低額なものであると考えたことには、相当な理由があるというべきである。

（なお、事案に鑑み、本件当時の被控訴人稲には認識がなかったが、現時点で明らかなアートランドによる百合丘職舎の購入価格が1億8000万円である事実（前同(10)）を踏まえて、本件売買の価格の相当性について付言すると、アートランドの上記購入価格は、百合丘職舎の建物に構造上の瑕疵が多数あることが判明した後に、建物を取り壊すことを前提に決定されたものであり、その金額は、土地のみの価格を前提に、アートランドが負担する建物の取壊し費用を控除して定められたものと考えられる。他方、本件売買当時には、建物の瑕疵の存在は判明しておらず、本件売買の価格は、建物の存続を前提として決定されたものであり、その金額は、土地と建物を併せた価格として定められたものと考えられるから、その価格が、アートランドの購入価格とほぼ同額であるという事実は、本件売買の価格が、土地と建物を併せた一般的な取引価格より相当低額に設定されていることをうかがわせるといわざるを得ない。）

- (b) 控訴人は、本件売買の代金決済の方法が買主であるディンプル社にとって有利な約束となっていることについて、ディンプル社が買い手となるリノベーション事業者を見つけるリスクを負っていることからすれば、売主である控訴人がディンプル社に便宜を図ることは不合理なことではない旨主張する。

しかし、控訴人指摘の事情から控訴人がディンプル社に便宜を図ることが取引通念上必ずしも不合理なことではないとの評価が可能であるとしても、結果として本件売買の代金決済の方法が買主であるディンプル社に有利な約束となっている事実がある以上、本件当時の被控訴人稲が、前記(a)の評価（本件売買の価格が一般的な取引価格に比べて相当低額なものであるとの評価）と相まって、ディンプル社に対し特に有利な約束がされているものと考え

たことには、相当な理由があるというべきである。

- (c) 以上のとおり、本件当時の被控訴人稲が、本件売買について、その価格が一般的な取引価格より低額であり、かつ、代金決済の方法が買主に有利であると考えたことには相当な理由があるというべきであり、控訴人の前記主張は、この判断を左右するものではない。

- b 本件売買の価格決定及び承認の過程に不審があるとの点について

控訴人は、控訴人の内部手続との関係から、過去に控訴人との取引実績のあるディンプル社を売却先とするメリットが大きかったこと等の事情を挙げ、控訴人がディンプル社を売却先とすることは何ら不審なことではなく、本件売買の価格決定及び承認の過程に不審な点があるとする原判決の認定・評価は誤りである旨主張する。

しかし、本件当時に被控訴人稲が認識していた事実、すなわち、本件売買の価格である1億8400万円よりも高額の評価をした評価書が存在していたにもかかわらず、買主のディンプル社が控訴人に提出したもので、中立のものとはいえない関鑑定書に基づいて本件売買の価格が決められたという事実からすれば、被控訴人稲が、本件売買の価格決定の中立性・客観性に疑念を抱いたことは不合理とはいえない。しかも、本件売買の価格決定の過程をみると、部長会、常務理事会、役員会及び評議員会のいずれの場面においても、担当部長からは、関鑑定書の評価額についての説明はあったものの、それが買主であるディンプル社から提出されたものであることや関鑑定書を上回る評価をした評価書があることについては何ら説明されていないのであり（引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(5)サ、ス（補正後のもの））、このことについては、関鑑定書に基づく本件売買の価格を正当化するために、あえて都合の悪い事実の報告を避けたとの見方もあり得るのであって、この点も併せてみた結果として、本件当時の被控訴人稲が、本件売買の価格決定及び承認の過程に不審な点があると考えたことには、相当な理由があるというべきである。そして、控訴人の内部手続との関係でディンプル社を売却先とすることが控訴人にとって好都合であるという実情があったとしても、そのことは、上記の判断を左右するものとはいえない。

- c ディンプル社等が本件売買以前にも利益を上げていたとの点について

- (a) 控訴人は、ディンプル社やメディアミックス社が本件売買以前の控訴人等との取引で得た利益は、営利法人としての適正な範囲内の利益であるなどとして、ディンプル社等が好条件の取引により利益を得ていたとする原判決の認定・判断は誤りである旨主張する。

しかし、ディンプル社は、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)エ(オ)（補正後のもの）のとおり、平成12年の本件財団及び控訴人による会館旧施設の売却に際し、売主と買主の交流状況からみて多額の手数料を支払ってまで不動産業者による仲介の必要性があったかは疑問であるのに、これを仲介することにより合計約855万円もの仲介手数料を得ているのであり、また、本件財団による財団新施設の購入に際しては、約3か月後の転売によって代金の1割に相当する約4000万円の粗利を得ているのであって、これらについては、第三者からみれば、ディンプル社にとって好条件とみられる取引によって利益を得たと評価されてもやむを得ない事実といえることができる。控訴人は、財団新施設の購入について、ディンプル社が同施設の入居者らを立ち退かせなければならない責任とリスクを負っていたことからすれば、4000万円の粗利を得たとしても好条件の取引とはいえない旨主張するが、そのような取引の内情は、本件当時の被控訴人稲が知り得ない事情であり、被控訴人稲が認識し

得た範囲の上記の外形的事実からすれば、本件当時の被控訴人稲が、ディンプル社が好条件の取引によって利益を得ていると考えたことには、相当な理由があるというべきである。

- (b) ディンプル社による中野職舎及び青山職舎の購入についても、ディンプル社にとって有利な取引とみることができ、ディンプル社の関連会社といえるメディアミックス社も雑誌の販売事業により本件財団や控訴人の負担や協力の下で継続的に利益を得ているところ（引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)エ(オ)（補正後のもの））、控訴人は、上記各取引によってディンプル社等が得た利益は、営利法人としての活動により通常得られる利益にすぎず、何ら不当な利益を得ているものではない旨主張する。

しかし、仮にそうだとすると、ディンプル社及びその関連会社が、控訴人及びその関係団体と継続的な取引を行うことにより利益を得ていること自体が、両者の間に特別な関係があるとの疑念を生じさせ得るものであり、このことと前記a及びbの事情とを併せてみた結果として、本件当時の被控訴人稲が、本件売買のみならず、本件売買以前においても、ディンプル社やその関連会社が自社に有利な条件の下で控訴人やその関係団体との取引を行って利益を上げてきたと考えたことには、相当な理由があるというべきである。

- d 被控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたとの点について

- (a) 控訴人は、被控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けた旨の被控訴人瀬尾の供述には信用性がないから、これによって当該事実を認めることはできない旨主張する。

しかし、上記の点に係る被控訴人瀬尾の供述が十分信用するに足りるものであることは、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)エ(カ)（補正後のもの）に判示のとおりである。

- (b) 控訴人は、被控訴人瀬尾は、財政部長として本件売買を最終段階まで進めてきた責任者であり、その責任を問われかねない状況にあったことからすると、自己保身のために田中総長らに責任を転嫁する虚偽の供述に至ったものと考えられる旨主張する。

なるほど、被控訴人瀬尾には、本件疑惑が追及される中で、自己保身のために他に責任を転嫁するような虚偽の供述をする動機がなかったとはいえない。しかし、その方法として、控訴人組織のトップである田中総長や有力者である打田会長に対して責任を転嫁するような虚偽の供述をすることは、組織内での自らの立場を悪化させることが明らかな極めて不合理な行動であり、あえてそのような行動に及ぶ理由は認め難い。

- (c) 控訴人は、被控訴人瀬尾が、本件売買について、平成27年3月の部長会及び常務理事会では、業者仲介により買い手を探す旨説明して了解を得たにもかかわらず、同年4月の部長会で、突然ディンプル社に売却するとの提案をしたことについて、部長会や常務理事会は、出席者らの意見交換や情報共有の場にすぎないから、次の会合で別の妥当な意見が出れば、その意見が採用されることもあり得るとして、被控訴人瀬尾が部長会で前回と異なる提案をしたからといって、上位者からの示唆があったとはいえない旨主張する。

しかし、本件の経過をみると、平成27年3月2日の部長会及び同月18日の常務理事会で業者仲介による旨の説明がされ、出席者の了解が得られた後、同年4月1日の部長会でディンプル社に売却するとの提案がされるまでの間に、部長らの中でディンプル社への売却案についての意見交換等がされた事実はうかがわれず、同日の部長会でも、本件売買に関し、他の部

長らからの意見もない中で、被控訴人瀬尾が突然ディンプル社への売却案を提案し、これに対して他の部長らからはむしろ異論が出されるなどしている（引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(5)力～ク）。このような経過に照らせば、ディンプル社への売却案は、部長会等での意見交換の中で出てきたものではなく、同年3月18日の常務理事会から同年4月1日の部長会までに生じた何らかの事情により、被控訴人瀬尾の判断で提案するに至ったものとみるのが自然であるところ、その事情とは、被控訴人瀬尾が述べるとおり、田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたことであると考えれば、上記の経過を合理的に理解し得るのであり、このことは、被控訴人瀬尾の上記供述の信用性を裏付ける一つの事情ということができる。

- (d) 被控訴人瀬尾が財政部長として百合丘職舎の売却案件に関与していた当時、その部下である財政課長として同案件に関与していた岡本典正（以下「岡本課長」という。）は、その陳述書（乙1 2 9）において、①牛尾課長から「ディンプル社の高橋社長が怒っている」という話は聞いていないし、被控訴人瀬尾からもそのようなことを言われたとは聞いていない旨、②被控訴人瀬尾が田中総長に相談した際の会話は、被控訴人瀬尾の方から過去に実績のあるディンプル社への売却案を示したところ、田中総長がこれを了承したというものであった旨を供述する。

しかし、上記①の供述については、牛尾課長と被控訴人瀬尾との意見交換に、岡本課長が同席していたことを認めるに足りる証拠はないし、牛尾課長の発言が打田会長の関与をうかがわせるもので、配慮を要する内容であることからすると、被控訴人瀬尾が部下である岡本課長に伝えるのを控えたことも十分あり得るから、牛尾課長の発言に関する被控訴人瀬尾の供述と矛盾するものとはいえない。また、上記②の供述は、ディンプル社への売却案を持ち出したのが、田中総長ではなく、被控訴人瀬尾であるとする点において、被控訴人瀬尾の供述と矛盾するところ、岡本課長の供述は、田中総長自身が、自分から被控訴人瀬尾に対し、「今まで付き合いのあったディンプルに声はかけたのか。」と発言したことを自認していること（平成29年4月26日の被控訴人瀬尾との面談記録（乙2 8）4頁）と矛盾していることに照らせば、上記②の供述は採用できない。そうすると、岡本課長の上記各供述は、被控訴人瀬尾の供述の信用性を覆すものではない。

- (e) したがって、被控訴人瀬尾の供述の信用性を争う控訴人の主張は採用することができず、同供述は十分信用に足りるものであるから、これに基づいて、被控訴人瀬尾が田中総長らからディンプル社への売却の示唆を受けたとの事実を認めることができる。また、本件当時の被控訴人稲が、被控訴人瀬尾からの情報提供に基づき、上記事実の存在を信じたことには、相当な理由があるというべきである。

e 小括

以上を総合すれば、本件当時の被控訴人稲において、①本件売買の価格が一般的な取引価格より相当低額であり、かつ、代金決済の方法が買主に有利であると考えたこと、②本件売買の価格決定及び承認の過程に不審な点があると考えたこと、③本件売買以前においても、ディンプル社やその関連会社が有利な条件の下で控訴人やその関係団体との取引を行って利益を上げてきたと考えたこと、④田中総長らから被控訴人瀬尾に対しディンプル社への売却の示唆があったと考えたことにはそれぞれ相当な理由があったものといえるところ、被控訴人稲が、これ

らの事情を総合した結果として、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)エ(カ)・7 3頁13行目以下の事実、ひいては、「田中総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実を真実と信じたことには、相当な理由があるというべきである。

(イ) 通報目的の正当性について

- a 控訴人は、被控訴人稲が本件文書を理事らに交付した目的は、多数派を形成し選挙で人事を一新することなどではなく、外部からの圧力をかけることで組織を破壊すること、あるいは、個人的に反感を持つ田中総長らを陥れることにあったのであり、正当な目的ではなかった旨主張する。

しかし、本件当時の被控訴人稲が、控訴人組織のトップである田中総長らが本件売買に関して背任行為を行ったものと信じており、そのことに相当な理由があるといえることは、上記(ア)に判示のとおりである。そして、そのように信じていた被控訴人稲が、田中総長らの行為を非難し、控訴人の関係者らに向けて人事の一新等のために行動を起こすことを呼びかける内容の本件文書を作成し、これを控訴人の理事2名に交付したという事実経過に照らせば、その目的が、田中総長らの背任行為を関係者らに知らしめ、これを非難する側の多数派を形成することで、控訴人組織の人事の一新を図ることにあったことは優に認定できるというべきである。

田中総長らが本件売買に関して背任行為を行ったものと考えていた被控訴人稲において、その責任追及や人事の一新という目的を超えて、組織を破壊する又は田中総長らへの個人的反感を晴らすために、自らの地位を危うくするおそれを冒してまで本件文書の作成・交付に及ぶとはにわかに考え難く、これを認めるに足りる証拠はない。

- b 控訴人は、上記主張の根拠として、被控訴人稲がその後他の役員に働きかけるなどの行動をしていないこと、調査委員会の進捗と結果をみることなく、内部文書を阿部警部補に交付していることを指摘する。

しかし、本件当時の被控訴人稲の立場からみれば、組織のトップである田中総長らを非難する内容の働きかけを多数の役員らに広く行うことは、自らの地位を危うくするおそれが高い行動といえるから、そのような行動を控え、まずは、本件文書の内容に理解を示す可能性のある少数の理事のみに働きかけを行うことは自然な行動であり、多数派を形成して人事を一新するという目的と矛盾するものとはいえない。そして、被控訴人稲が本件文書を理事2名に交付した後、程なくして本件文書（匿名化版）が控訴人の秘書部長にわたり、部長会でその作成者の探索が行われるなどしたこと（引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(8)イ、ウ）からすれば、その後、被控訴人稲が他の役員らへの働きかけを行わなかったことは、自己防衛のための当然の対応といえるのであり、この点も、多数派を形成して人事を一新するという目的と矛盾するものではない。

また、被控訴人稲が阿部警部補に交付文書 a～j を交付したのは、平成29年3月8日及び同月18日頃のことであるところ（前同(12)ア）、これらは、調査委員会の設置が役員会で決定された同月13日（前同(11)ウ）の前後のことであり、その時点では、委員の人選もされておらず、調査の実効性も定かではなかったのであるから、そのような状況の中で、調査委員会で真相究明がされない場合に備えて警察官に相談することは、不合理な対応とはいえず、この点も、多数派を形成して人事を一新するという目的と矛盾するものはいえない。

c したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(ウ) 手段方法の相当性について

控訴人は、被控訴人稲が本件文書を交付した行為について、内部において不正行為の是正に向けた努力をすることなく、本件文書を作成・交付し、それがそのまま広く伝播するに任せたものであり、通報の手段方法として相当といえない旨主張する。

しかし、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(1)力(補正後のもの)に判示するとおり、被控訴人稲が自ら行った行為は、控訴人組織の一員である理事2名に対する本件文書の交付にとどまり、結果として、本件文書(匿名化版)が多数の関係者らやマスコミにまで配布される事態が生じたことについては、それが被控訴人稲の意思に反するものであったとは認められず、その責任の一端が同人にあることは否定できないとしても、本件文書の拡散行為に被控訴人稲自身が関与した事実は認められず、被控訴人稲にこれを阻止する手段があったとも認め難い。そうすると、被控訴人稲について、内部において不正行為の是正に向けた努力をすることなく、本件文書が広く伝播するに任せたと評価することはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 解雇理由2について

控訴人は、本件売買は背任行為と疑われるような取引ではないとの前提に立った上で、それにもかかわらず、被控訴人稲が、組織ぐるみで背任行為が行われているかのように記載した本件文書を作成・交付し、それが広く伝播しつつある状況の中で、「しらを切り通した」ことは、相当問題のある非違行為である旨主張する。

しかし、本件当時の被控訴人稲が、田中総長らが本件売買に関して背任行為を行ったと信じたことには相当な理由があるといえることは、前記ア(ア)に判示のとおりであるから、控訴人の上記主張はその前提を欠くものであって、採用することができない。そして、被控訴人稲の解雇理由2に係る行為が解雇に相当するものといえないことは、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(2)ウに判示のとおりである。

ウ 解雇理由3について

控訴人は、被控訴人稲が阿部警部補に交付文書a~jを交付したことについて、公益通報者保護の趣旨等に照らして違法性が阻却されるための要件をいずれも充足しない旨主張する。

しかし、交付文書a~jに記載された事実のうち、「田中総長らが本件売買に関して背任行為を行った」との事実について、本件当時の被控訴人稲が真実と信じたことには相当な理由があるといえることは、前記ア(ア)に、その他の事実についても真実と信じるに足りる相当な理由があるといえることは、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(3)ウ(ア)(補正後のもの)にそれぞれ判示のとおりであり、被控訴人稲に不正の目的はなく、手段の相当性もあることは、前同(イ)に判示のとおりである。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

エ 解雇理由4について

控訴人は、本件売買は背任行為と疑われるような取引ではないとの前提に立った上で、田中総長に対し質問状を送付した被控訴人稲の行為は、同人が全く反省していないことを示すものであり、控訴人の組織の秩序を乱すことが明らかである旨主張する。

しかし、本件当時の被控訴人稲が、田中総長らが本件売買に関して背任行為を行ったと信じたこ



とには相当な理由があるといえることは、前記ア(ア)に判示のとおりであるから、控訴人の上記主張はその前提を欠くものであって、採用することができない。そして、被控訴人稲の解雇理由4に係る行為が組織の秩序を乱すとまでいえないものであることは、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の2(4)イに判示のとおりである。

## オ 総括

控訴人は、被控訴人稲の解雇理由1ないし4に係る一連の行動を総合考慮した結果として、控訴人が懲戒解雇を選択することはやむを得ない旨主張するが、上記アないしエの判示に照らし、控訴人の上記主張は採用することができない。

## (2) 被控訴人瀬尾について

### ア 処分理由1について

控訴人は、田中総長らから百合丘職舎をディンプル社に売却するよう示唆を受けた旨の被控訴人瀬尾の供述は、自らの責任を田中総長らに転嫁しようとした虚偽の供述であって、信用することができないから、瀬尾発言①ないし④は事実と異なることを述べるものである旨主張する。

しかし、前記(1)ア(ア)dに判示のとおり、被控訴人瀬尾の上記供述は十分信用に足りるものというべきであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

### イ 処分理由2について

控訴人は、被控訴人瀬尾が部下らの前で田中総長を「大馬鹿者だ」と非難したことについて、控訴人の組織のモラルを深く傷つけるものであるなどとして、降格とすることが重きに失するとした原判決の判断は誤りである旨主張する。

しかし、上記発言が、職員同士の宴席における一回限りの発言であることからすると、「控訴人の組織のモラルを深く傷つける」などとする評価は明らかに過大なものであり、被控訴人瀬尾が後に謝罪していることも考慮して、これを理由として降格とすることは重きに失するとした原判決の判断は相当である。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

### ウ 処分理由3について

(ア) 控訴人は、被控訴人瀬尾が被控訴人稲に交付文書eを交付したことについて、交付文書eは、ディンプル社の高橋社長らと控訴人の新・旧財政部長である木田部長及び被控訴人瀬尾との間で、百合丘職舎の建物に係る構造上の瑕疵の存在を控訴人が知っていたか否かを確認するために行われた面談の記録であり、その情報は、当時総合研究部長であった被控訴人稲と職務上共有する必要のないものであるから、これを被控訴人稲に開示した被控訴人瀬尾の行為は、職務上知り得た情報を他に漏らすものであって、情報規程5条2項に違反する旨主張する。

しかし、被控訴人瀬尾が被控訴人稲に交付文書eを交付した時期は、ディンプル社の高橋社長らと被控訴人瀬尾らの2回目の面談が行われた平成29年3月10日（引用に係る原判決「事実及び理由」第3の1(11)ア）から、被控訴人稲から阿部警部補への2回目の文書交付が行われた同月18日（前同(12)ア）までの間であったと考えられるところ、この頃の控訴人においては、本件疑惑が指摘され、本件文書（匿名化版）が多数の関係者やマスコミにまで配布される事態を経て、その調査のために調査委員会の設置が決定されるなど、本件疑惑についての真相究明が組織全体の課題となっていた時期であるから、控訴人の幹部職員である部長同士の間で本件売買

に關係する情報を共有することについては、各自の所管業務のいかんに関わらず、職務上の必要性がなかったとはいえない。

したがって、いずれも当時控訴人の部長職にあった被控訴人瀬尾から被控訴人稲に交付文書eを交付した行為をもって、職務上知り得た情報を他に漏らすものと認めることはできず、控訴人の上記主張は採用することができない。

- (イ) 控訴人は、被控訴人瀬尾が被控訴人稲に交付文書eを交付した時期は本件疑惑が問題となっていた時期であるところ、そのような時期に、渦中の百合丘職舎の建物に係る構造上の瑕疵に関わる情報を、職務上関係のない被控訴人稲に渡すということは、そこから先に流れることも容認していたものと推測できる旨も主張する。

しかし、上記(ア)のとおり、本件疑惑の解明が組織全体の関心事になっていたことからすれば、本件売買に關係する情報の交換を部長同士の間で行うことは、格別不自然な行動とはいえないのであって、そこから直ちに特定の意図や思惑等を推測することはできない。

したがって、控訴人の上記主張も採用することができない。

#### エ 処分理由4について

控訴人は、被控訴人瀬尾が田中総長宛てに質問状を送付したことについて、被控訴人瀬尾に反省が見られないことを示す事情であり、他の理由と相まって懲戒処分の相当性を示す事情といえる旨主張する。

しかし、被控訴人瀬尾の上記行為自体が就業規則の懲戒事由に該当しないことは、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の4(4)イに判示するとおりであるし、処分理由1及び3が懲戒事由に該当せず、処分理由2は懲戒事由に該当するものの、降格の処分を相当とするまでのものではないことからすると、処分理由4が他の処分理由と相まって懲戒処分の相当性を示す事情であるともいえない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

#### オ 総括

控訴人は、被控訴人瀬尾の処分理由1ないし4に係る一連の行動を総合考慮した結果として、控訴人が降格処分を選択することはやむを得ない旨主張するが、上記アないしエの検討結果に照らし、控訴人の上記主張は採用することができない。

## 第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

### 東京高等裁判所 第4民事部

裁判長裁判官 鹿子木 康, 裁判官 頼 晋一

裁判官大西勝滋は、転換のため署名押印することができない。